第７章　社会福祉法人等と連携した農村地域再生の取組

小柴有理江・吉田行郷・香月敏孝

【 要 旨 】

本章では，農業と福祉の連携の中でも，農業分野での障害者就労に焦点を当て，その推進策のあり方，および推進した結果としての農業・農村再生への意義を検討した。

まず，農業分野での障害者就労に先駆的に取り組んでいる事例を分析し，取組の発展過程やその過程で必要とされる支援策を分析した。農業分野での障害者就労への進出方向は主として①農業分野の主体による進出，②福祉分野の主体による進出がある。各主体が農業分野での障害者就労に必要な経営要素を地域の関係主体との連携や支援策を活用することで補強し，独自に体制を整備していることを明らかにした。

次にこうした支援策を地域農業の特徴に応じる形で講じ，農業と福祉の連携を積極的に推進している地方公共団体等の取組を分析した。地方公共団体等による農業と福祉の連携の支援策は，①農業経営体と障害者福祉事業所間での農作業受委託のマッチング，②障害者の農業経営体での就労支援，③特例子会社や社会福祉法人等の福祉分野の主体の農業参入支援，および④これらを複合的・段階的に組み合わせて実施するものに分類される。主として労働力不足が深刻な畑作地域では①の農作業受委託のマッチングを行う仕組みが構築され，農業経営体の規模拡大や所得向上に寄与している。他方，労働力の必要な担い手が限られている水田地帯では主として②の農家での就労支援が行われ，都市近郊地域では多様な担い手を確保する視点から，③の特例子会社や社会福祉法人等の農業参入支援が行われていた。これらを複合的・段階的に取り組んでいるケースでは，様々な支援に対応できるよう，幅広い主体が参加するネットワークを形成し支援にあたっている。いずれの支援タイプでも，地方公共団体が組織内で部局横断的に連携し，直接・間接的に農業分野と福祉分野の連携を支援し，双方の支援策を一元的に利用する仕組みを構築していた。

最後に上記の結果として，農業分野と福祉分野の連携を推進することが農村地域の再生にどのような意味を持つかを考察した。それは第１に農業経営自体への効果として，適切な支援やサポートの下であれば，障害者は人手不足にある農業経営体の作業の戦力となり，担い手の経営規模の拡大や作物の品質向上に寄与していた。第２に農業と異業種が連携した取組を行うことにより，双方の経営資源やノウハウを活用した新たな取組を行うことが可能となる。第３に既存の農業経営が維持されたり，異業種から農業に参入があることで，農業の担い手が確保され，農地をはじめとした地域資源の有効活用につながる。第４に障害者福祉事業所や特例子会社等が地域に立地することで，障害者はもとより，健常者の雇用の場の創出にもつながる。第５に地域で異業種の主体や人材同士の交流・連携が生じることで，地域コミュニティが再構築されることである。この様に地域農業の維持だけでなく，農村地域の再生に向けた新たな動きにつながることが期待される。

１．はじめに

本章では，社会福祉法人等（以下，福祉分野の主体）と農家や農業生産法人等（以下，農業分野の主体）とが連携した農業・農村再生の取組を取り上げる。

福祉分野の主体と農業分野の主体の連携の中でも，近年，とりわけ農業分野における障

害者就労が注目されている。日本セルプセンターによると，同センターおよび全国社会就労センター協議会の会員事業所を対象としたアンケート（2013 年度）[(1)] では，回答した事業所の 3 割ほどが農業に取り組んでおり，1 割ほどが今後取り組みたいとしている。このように福祉分野の主体による農業への取組が広がりつつある。また，定量的なデータはないものの，農業経営体等においても障害者就労を受け入れている事例が報告されている[(2)]。

農業分野における障害者就労への取組は，①深刻化する農業・農村における人材不足の補完，②異分野の主体が連携することで，双方の内部資源を活用した新たな取組が生じること，③農地をはじめとする地域資源の有効活用，④農村における雇用の場の創出といった点で農村地域が抱える課題の解決にアプローチすることが期待される。

そこで本章では，農業分野での障害者就労に焦点を当て，その推進策のあり方，および推進した結果としての農業・農村への影響を明らかにする。そのため，まず，農業分野での障害者就労に先駆的に取り組んでいる事例を分析し，取組の発展過程やその過程で必要とされる支援策を明らかにする。次に，必要な支援策を地域農業の特徴に応じる形で講じ，農業と福祉の連携を積極的に推進している地方公共団体等の取組を分析する。最後に上記の結果として，農業分野における障害者就労を地域で推進することの意義を考察する。

２．農業と福祉の連携の形成過程に関する分析
―農業分野における障害者就労を事例として―

本節では，農業分野における障害者就労の先行事例を分析し，福祉分野の主体と農業分野の主体がどのように連携しながらそれを実現していったのか，その過程を明らかにする。農業分野における障害者就労は，主として福祉分野から進出する場合と農業分野から進出する場合とがある[(3)]。ただし，後述するように両者は最終的には類似した体制を構築し，共通する要素を兼ね備えている。そのため，進出する主体によって，その要素を獲得する過程は大きく異なると考えられる。そこで本節では，その過程の違いを主体の特徴ごとに比較分析する。同時に各過程で必要とされる支援策の共通点や相違点を明らかにする。さらに，農村地域において農業と異分野との連携が図られた結果，従来とは異なるアプローチから地域資源の活用が図られる可能性がある。そのため，こうした取組による農村地域への影響も併せて考察する。

（１）農業分野における障害者就労への本格的な進出事例

障害者と農業のかかわりは，生活介護[(4)]による農業体験的な取組や農業経営体に出向いて作業を行う施設外就労[(5)]，福祉事業所における就労や一般就労まで様々なタイプがある。このうち本稿では，主体自らが通年で継続的に営農を行い，それが事業の柱となっ

ている事例を「本格的」な進出事例として取り上げて分析する。進出の段階ごとの課題や必要な支援策を明確化するためである。

こうした本格的な進出の際には，農林水産政策研究所編（2011）によると，福祉分野，農業分野のいずれからの進出でも，①別途法人を設立して取り組む場合と，②母体となる組織としてそのまま取り組む場合とがあることが指摘されている（**第7-1図**）。そうした違いが進出プロセスに大きく影響していると考えられるため，本稿でもその違いを考慮して分析を行う。すなわち，福祉分野の主体による進出事例に関しては，母体となる社会福

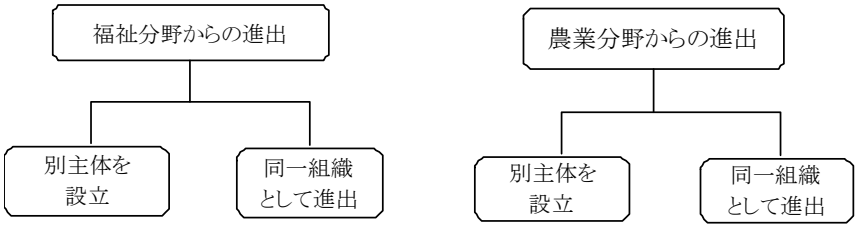

第7-1図　農業分野における障害者就労への本格進出パターン

第7-1表　事例の概要

	福祉分野→農業分野		農業分野→福祉分野	
	別主体を設立	同一組織	別主体を設立	同一組織
	事例1	事例2	事例3	事例4
農業分野の主体	有限会社 シーネット坂井	社会福祉法人 こころん	有限会社 岡山県農商	京丸園 株式会社
福祉分野の主体	社会福祉法人 コミュニティーネットワークふくい あわら事業所		NPO法人 岡山自立支援センター	
所 在 地	福井県	福島県	岡山県	静岡県
農業生産法人	○	－	○	○
農業生産部門	水稲　24ha 露地野菜，果樹　4ha 観光農園（ハウス）約300坪	野菜・豆類　0.8ha 養鶏（採卵）　2,000羽規模	露地・施設野菜　7ha	水耕栽培　1ha 水稲　0.7ha 露地野菜　0.5ha
農業関連部門	農産加工（干柿，かき餅）， 精米作業， 観光農園（イチゴ収穫）	直売所・カフェの運営， 農産加工	NPO法人に作業委託： 〔ネギ，ミニトマトの収穫・調整作業，カットネギの製造〕	－
就労支援サービス等の実施状況	社会福祉法人（母体）の事業所に業務委託	・就労移行支援事業 ・就労継続支援A型事業 ・就労継続支援B型事業	別途設立したNPO法人（就労継続支援A型事業所）に業務委託	・一般就労 ・福祉施設に業務委託 ・特例子会社に業務委託
障害者数	8人 （知的障害）	65人 （精神障害）	45人 （知的障害中心）	22人 （精神障害，知的障害中心）
職 員 数	社員8人，パート1人 ［社会福祉法人の事業所に 常勤・非常勤11人］	常勤17人，パート19人	社員6人 〔NPO法人に 社員・パート20人〕	社員・パート38人 （障害者除く）

資料：聞き取り調査および農林水産政策研究所（2011），（2012）より作成.
注(1) データは調査時点（シーネット坂井は2012年，他は2013年）の値.
(2) ［ ］内は営農主体の母体となる組織の状況.
(3) 〔 〕内は営農主体から別途設立した組織の状況.
(4) 社会福祉法人こころんの障害者数は全体の利用者のうち就労支援事業に携わる障害者のみを計上.

祉法人から分社化して農業生産法人を設立した（有）シーネット坂井の事例，母体となる組織がそのまま農業分野に進出した社会福祉法人こころんの事例を取り上げる。他方，農業分野の主体による進出事例に関しては，農業分野の主体が障害者の所属する NPO 法人を別途設立した(有) 岡山県農商, 農業分野の主体がそのまま障害者を雇用する京丸園 (株) の事例を取り上げる[(6)]（**第7-1表**）。

なお，事例の選定にあたっては，①進出過程において各種の支援策を積極的に活用している点，②地域の他の主体と連携する等で農村地域再生に寄与している点も考慮して選定した。

（２）福祉分野から農業分野への進出

１）別主体を設立して進出－有限会社シーネット坂井

（ｉ）組織の概要

有限会社シーネット坂井（以下，シーネット坂井）は，社会福祉法人から分社化し，別途農業生産法人を設立して営農を本格化させている事例である。

シーネット坂井は，福井県あわら市にある農業生産法人・認定農業者であり，農業と農業関連事業に取り組んでいる。2012 年時点では水稲 24ha，露地野菜・果樹 4ha，観光農園（ハウス）約 300 坪である。また水稲の作業受託も行っている。農業関連事業は加工部門，精米・販売部門，検査部門，観光農園部門がある。加工部門は干し柿やかき餅，漬け物などを製造している。また，観光農園部門はイチゴの摘み取り園を行っている。

職員数は 8 人，パート 1 人である。他に知的障害者 8 人が作業に従事している[(7)]。障害者はシーネット坂井の母体である社会福祉法人コミュニティーネットワークふくい（以下，C・ネットふくい）のあわら事業所に所属しており，シーネット坂井と作業の委託契約を結んでいる。

（ⅱ）進出の経緯

C・ネットふくいあわら事業所では，企業からの下請けが減少する中，授産事業として農業に取り組み始めた。しかしながら，授産事業では障害者への工賃の支払いを十分に行うことができないため，農業に本格的に取り組むこととなった。

農業に本腰を入れるため，2001 年にシーネット坂井が農業生産法人として C・ネットふくいから独立した。法人として農業を行うため，農業法人育成事業を活用し，農業用の機械等を整備している。2004 年には登録検査機関となり，米，大豆，そば等の検査を行っている。同時に米の販売事業も開始し，周辺の農業経営体の米も集荷しながら販売している。2006 年には認定農業者の認定を受けた。2008 年には農業経営基盤強化資金を活用した融資によって, 米の乾燥・調製施設の整備, 食品加工・調理施設を整備している。2010 年には農業主導型 6 次産業化整備事業を活用して，かき餅やあんぽ柿（干し柿）を製造

第7-2表　シーネット坂井の取組経緯

	農業・農業関連分野： （有）シーネット坂井	福祉分野： （福）C・ネットふくい　あわら事業所
1998年		・社会福祉法人（母体）の1事業所として営農開始
2001年	・農業生産法人として独立 ・農舎、農業用機械整備（農業法人育成事業）	
2004年	・登録検査機関となる（玄米、大豆、ソバ） ・米の販売事業開始	
2006年	・認定農業者となる	
2007年	・社会福祉法人（母体）の事業所と業務契約を結ぶ取り決め（以降、毎年度締結）	
2008年	・米の乾燥・調製施設整備、食品加工・調理施設整備 （農業経営基盤強化事業）	
2010年	・食品加工施設整備 （農業主導型6次産業化整備事業）	
2011年	・観光農園（イチゴ摘み取り園）開設 （県・産地園芸支援事業）	

資料：聞き取り調査および農林水産政策研究所（2011）より作成.

する加工施設を整備し，6 次産業化に本格的に取り組んでいる。さらに 2011 年には県の産地園芸支援事業を活用し，イチゴの摘み取りを行う観光農園を整備した[(8)]（**第7-2表**）。

このように，シーネット坂井は，農業関係の事業を活用し，農業生産部門，精米・販売部門，検査部門，加工部門，観光農園部門へと複合化，多角化を進めている。

（ⅲ）他の主体とのかかわり

シーネット坂井で栽培された米は，地域の生産者が栽培した米とともに，C・ネットふくい関連の 19 の事業所，医療・福祉関係の事業所や学校給食でも利用される。また，県外 14 ヵ所の福祉事業所に米の取り次ぎを委託して販売している。委託された事業所は，手数料収入を得ることができる。そうした関係から，県外の福祉事業所との農業体験交流の受け入れやイベントを通じた交流も行っている。

他方，かき餅やあんぽ柿等の加工品は，量販店や直売所，インターネット等を通じて販売され，その販路開拓にも積極的

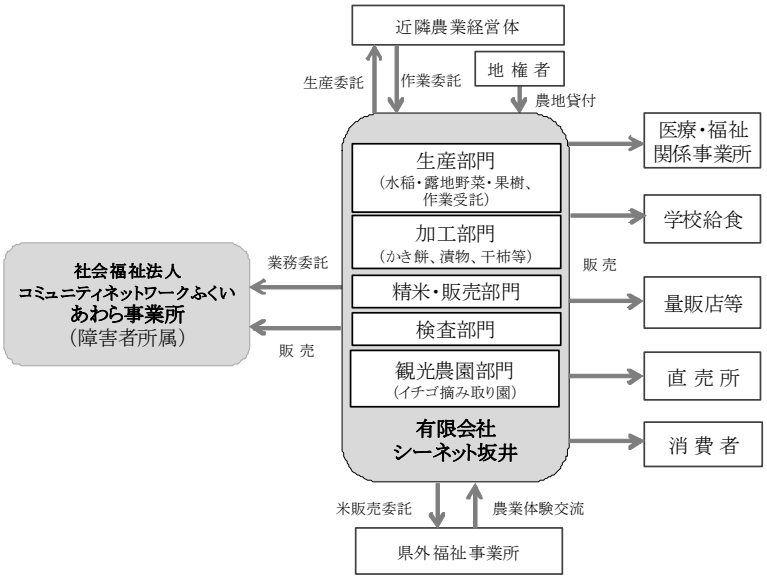

第7-2図 シーネット坂井の主体間関係

資料：聞き取り調査より作成.

である。イチゴの観光農園は，一般の消費者，特に子供連れの若い層の利用が多いとのことである。このように多角化することで多様な消費者とのかかわりが生じている（**第7-2図**）。

２）同一組織による進出－社会福祉法人こころん

（ⅰ）組織の概要

社会福祉法人こころん（以下，こころん）は，福島県泉崎村に拠点を置く法人である。精神障害者を対象とした多機能型事業所として，就労移行支援事業，就労継続支援 A 型事業，就労継続支援 B 型事業を実施している[(9)]。また，地域活動支援センターⅠ型[(10)]，グループホーム・ケアホームの運営，居宅介護支援事業（ホームヘルプサービス）も行っている。利用者数（障害者数）は全体で 130 人が登録しており，そのうち就労支援事業を利用しているのは約 65 人である。また職員数は常勤 17 人，パート 19 人である。

こころんでは，就労支援事業の中心として農業や農業関連事業を実施している。農業部門として 80a の農地で野菜や果樹，豆類等を少量多品目栽培する「こころんファーム」[(11)]，採卵用の養鶏 2,000 羽を飼育する「こころん矢部農場」がある。農業関連部門として，カフェを併設した農産物直売所「こころや」の開設・運営，菓子製造を行う「こころん工房」，惣菜等の製造を行う「なごみの家」といった場で就労支援事業を実施している。

（ⅱ）進出の経緯

こころんは，「NPO 法人こころネットワーク県南」として 2002 年に設立された。2004 年から原木シイタケの栽培を試行的に行い，就労支援事業所「わくわくセンター」で味噌や漬け物の商品開発と販売を開始している。2006 年に農産物直売所とカフェを併設した店舗「こころや」を自己資金で開設し，2013 年現在では周辺の農業経営体 116 戸，農家以外の事業者等 56 社（組織）が出荷会員となっている。また同年，惣菜を製造する「なごみの家」[(12)] を開設し，自法人で生産した野菜を使用して惣菜を製造し，直売所で販売している（**第7-3表**）。

このように，こころんでは直売所での販売を通じて，周辺の農業経営体とのかかわりを強めていった。2008 年には農業経営体に出向いて農作業に従事する施設外就労を開始した。2010 年には，施設外就労の受け入れ先の 1 つであった採卵養鶏の農業経営体が，高齢化のため廃業することとなり，こころんがその経営を引き継ぐこととなった。農業経営体が長年かけて研究した配合飼料等のノウハウも引き継ぎ，現在は「こころん矢部農場」として運営している。

同時に出荷会員である事業者との商品開発も積極的に行っている。飲食店と共同開発したレトルトのグリーンカレーや酒蔵と共同開発した卵酒なども商品化し，こころやで販売している。

2011 年には NPO 法人から社会福祉法人へ移行し，「社会福祉法人こころん」となった。

第7-3表　こころんの取組経緯

	農業・農業関連分野	福祉分野
2002年		・「NPO法人こころネットワーク県南」として設立
2004年	・原木シイタケの栽培を開始（～2011年以降休止） ・就労支援事業「わくわくセンター」を開始	・精神障害者地域生活支援センター事業を開始
2005年		・「NPO法人こころん」に名称変更
2006年	・農産物直売所・カフェ「こころや」開設 ・「なごみの家」（惣菜等製造）開設 ・里山再生プロジェクト実施（～2010年）	・多機能型事業所（就労移行支援・就労継続支援B型）および地域活動支援センターⅠ型へ移行
2007年	・商店街「にこにこ屋」での販売開始（週1回） ・移動販売開始（当初は週2回）	
2008年～2009年	・地元農家での施設外就労開始	
2010年	・養鶏経営を継承した「こころん矢部農場」を開始	
2011年	・有機農業者1名を雇用 ・菓子加工所「こころん工房」開設	・「社会福祉法人こころん」へ移行
2012年		・一部、就労継続支援A型事業へ移行 （こころや，こころん工房，矢部農場）

資料：聞き取り調査および濱田（2013）を参照して作成.

同年，菓子加工を行う「こころん工房」を開設した。こころん工房では，自法人で生産した卵や野菜を使用したかぼちゃプリン等を製造している。さらに，2013 年からは牧場のジャージー牛乳を使用したラスクを開発し，動物園で販売している。また，2011 年の東日本大震災によって営農が困難となった有機農業者 1 名を新たに雇用することを決め，それを機に自法人での営農を拡充することになった[(13)]。今後，この農業者がいることで周囲の農業経営体からの関心が高まれば，農地の利用集積も円滑に行われ，農業部門を拡大することも可能であると考えられる。

なお，農産物直売所を開設するための資金の返済が終わった 2012 年には，利用者（障害者）のうち，こころやの 2 名，矢部農場の 2 名，こころん工房の 1 名が就労継続支援 A 型に移行している。

（ⅲ）他の主体とのかかわり

こころんでは，自法人で栽培した農産物は直接販売が基本である。こころやの他，近隣の農産物直売所への出荷や週 5 回の移動販売，旅館との取引も行っている[(14)]（**第7-3図**）。こうした直接販売を通じて，一般消費者とも接点をつくり，社会福祉法人や精神障害者への理解が深まりつつあるとのことである。

こころやのカフェコーナーでは，自法人で生産した農産物を利用した定食やカレー，こころん工房で製造したケーキ等の軽食を提供している。こころやでは，開設当初は自法人で生産した農産物を原体のまま販売することが主であったが，徐々に総菜や菓子のように加工度を上げることで売り上げを伸ばしている。

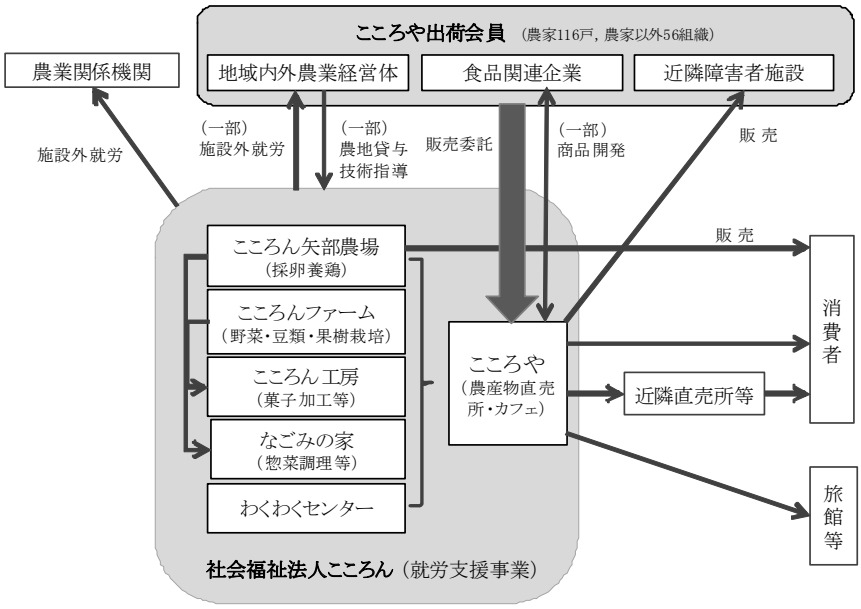

第7-3図 こころんの主体間関係

資料：聞き取り調査より作成.

（３）農業分野から福祉分野への進出

１）別主体を設立して進出－有限会社岡山県農商

農業分野から進出し，障害者の所属する NPO 法人を別途設立して取り組む事例として，岡山県岡山市の有限会社岡山県農商（以下，岡山県農商）を取り上げる。

（ｉ）組織の概要

岡山県農商は，露地および施設ネギの周年栽培を中心とした経営体である。経営耕地面積は 7ha に及ぶ。青ネギ栽培の他，ミニトマトの施設栽培，冬期の里芋等の生産，ネギの１次加工にも取り組んでいる。従業員は 6 人である。作業に従事する障害者は，別途設立した NPO 法人岡山自立支援センター（以下，自立支援センター）に所属し，岡山県農商から作業を請け負っている。

自立支援センターは就労継続支援 A 型事業所 3 ヵ所，グループホーム 1 ヵ所を運営する NPO 法人である。職員数 20 人，障害者雇用数は 45 人 (15) である。障害者はネギの圃場作業の他，出荷・調整作業や一次加工，ミニトマトの収穫作業等を行う。知的障害者を中心としながら，精神障害者や身体障害者も雇用しており，各々の適性に応じた作業を行っている。

（ⅱ）進出の経緯

岡山県農商の代表者は，1989 年に農業に新規参入し，同時にネギの生産を開始した。社会福祉法人のグループホームと同社の圃場が隣接していたため，障害者との交流が生ま

第7−4表　岡山県農商の取組経緯

	農業・農業関連分野: （有）岡山県農商	福祉分野: （特非）岡山自立支援センター
1989年	・農業に新規参入 ・ネギの生産開始	
1997年	・「平成イモの会」を設立し障害者との交流開始	
1998年	・法人化 ・障害者の雇用開始	
2008年		・NPO法人岡山自立支援センター設立 （障害者の所属先）
2009年	・ミニトマトの栽培開始	・NPO法人がA型事業所「ももっ子おかやま」を開設 （岡山県農商よりミニトマト栽培を受託）
2010年		・NPO法人がA型事業所「ももっ子みつ」を開設 （岡山県農商よりネギの圃場作業を受託）
2011年	・6次産業化総合化事業計画の認定を受ける	
2012年	・ネギの加工場設立、カットネギの製造開始（6次産業化推進整備事業（農業主導タイプ））	・NPO法人がA型事業所「きびっ子おかやま」を開設 （岡山県農商よりネギの調整・カット作業等を受託）
2013年		グループホーム「ももっ子ハウス」を開設

資料：聞き取り調査より作成.

れた。1997 年から圃場の一画でサツマイモの栽培を行い，障害者との交流を行う「平成イモの会」を設立し，現在も継続している。そうした交流を通じて障害者雇用にも関心を持ち始めた。経営面積の拡大とともに雇用を導入するため，1998 年に岡山県農商を法人化した。同時に障害者雇用も開始した。

その後，障害者を本格的に雇用するには現行の体制では困難であると判断し，2008 年に障害者が所属する NPO 法人を別途設立した。そうすることで，障害者の直接雇用から障害者の所属先である NPO 法人への作業委託を行う形となった。自立支援センターでは 2009 年に就労継続支援 A 型事業所「ももっ子おかやま」を開設し，岡山県農商からミニトマト栽培の作業を請け負うこととなった。同時に所属する障害者を 10 人増やし，18 人体制となった。翌 2010 年にはネギの圃場作業を請け負う就労継続支援 A 型事業所「ももっ子みつ」を開設した。さらに，岡山県農商では 2010 年よりカットネギの製造を開始した。それに伴い，自立支援センターでは就労継続支援 A 型事業所「きびっ子おかやま」を開設し，ネギの調整やカット作業等を請け負っている。2013 年にはグループホーム「ももっ子ハウス」を設立した（**第7−4表**）。

（ⅲ）他の主体とのかかわり

岡山県農商では，ネギの栽培および 1 次加工，ミニトマトの栽培を経営の中心としている。ネギは，原体の場合は他の商品との差別化を図るため，生菌のつきやすい根の部分をカットして袋詰めし，自社ブランドの「桃太郎ねぎ」として販売する。取引先は，業務用，および市場経由で量販店向けに販売される。カットネギは業務用向けの取引となっている。ミニトマトは自社ブランド「きびトマト」としてスーパーや百貨店で販売されてい

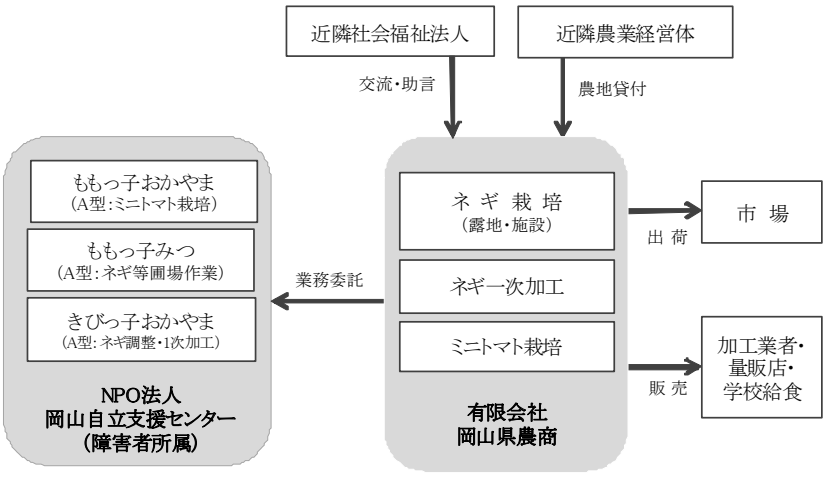

第7-4図 岡山県農商の主体間関係

資料:聞き取り調査より作成.

る他，ネギともに学校給食にも使用されている。

なお，同社で耕作している農地は借地である。周辺の農業経営体の高齢化に伴い，農地を借り受けてほしいという要望が多くなっており，それを引き受けることで耕作放棄地の防止につながっている（**第7-4図**）。

２）同一組織による進出－京丸園株式会社

（ｉ）組織の概要

京丸園株式会社（以下，京丸園）は，静岡県浜松市で障害者の雇用に取り組む農業生産法人である。水耕栽培１ ha の規模でミニミツバ，ミニネギ，ミニチンゲンサイ等を周年栽培し，「京丸姫みつば」，「京丸姫ねぎ」，「京丸姫ちんげん」等の自社ブランドで販売している。また，合鴨農法による水稲栽培 0.7ha，露地野菜 0.5ha も組み合わせた経営である。従業員数は社員・パート合わせて 60 人であり，そのうち 22 人の障害者が直接雇用されている。障害者は，精神障害者や知的障害者が中心である。

（ⅱ）進出の経緯

京丸園は，代々農業を営んでおり，かつては水稲，露地野菜を中心としていたものの，1973 年にミツバの水耕栽培を開始した。1994 年に水耕栽培でのミニネギやミニミツバの栽培，2003 年にはミニチンゲンサイの水耕栽培を開始している。

障害者の雇用を開始したのは，規模拡大に伴い人手不足が顕在化した 1996 年からである。短期間の体験受け入れから始め，その後障害者を本格的に雇用し，その数も年々増加している。増加した障害者をフォローする必要性が出てきたことから，2001 年には社内に障害者が所属する「心耕部」を設置し，担当のスタッフを配置して障害者のケアや作業管理を行うこととなった。なお，京丸園では，それぞれの障害者にあった就労環境を確保

第7-5表　京丸園の取組経緯

	農業・農業関連分野	福祉分野
	・代々営農（水稲、露地野菜）	
1973年	・ミツバの水耕栽培開始	
1994年	・ミニネギ、ミニミツバの水耕栽培・ブランド化開始	
1996年		・障害者雇用開始
2001年		・障害者の所属部署「心耕部」を設置
2003年	・ミニチンゲンサイの水耕栽培・ブランド化開始	
2004年	・株式会社化	
2006年		・農業分野への障害者就労推進のための NPO法人を設立（法人内に事務局設置）
2010年		・特例子会社との連携開始

資料：聞き取り調査および農林水産政策研究所（2011）をより作成．

すれば，サポートする職員を数多く配置しなくても高い生産性を実現できるとの判断から，岡山県農商のような別法人は設立していない。

2004 年には株式会社となり，2010 年には特例子会社との連携を開始し，特例子会社が作業請負するようにもなった（**第7-5表**）。

こうした障害者の受け入れ過程では，障害者の特性に適した作業体系や機械の開発，コミュニケーション手法等を試行錯誤しながら確立し，障害者雇用と売り上げの拡大を両立させている。

（ⅲ）他の主体とのかかわり

京丸園では，水耕栽培の作物が売り上げの 9 割以上を占める。水耕栽培で栽培した農産物は，農協を通じて卸売市場で販売される[(16)]。特徴のある商品を販売するためには営業が重要であり，農協の職員とともに営業を行っている。また，技術が必要とされる苗の栽培は，品目によっては農協に生産を委託している。さらに特例子会社による作業請負や，福祉施設からの施設外就労等の受け入れも

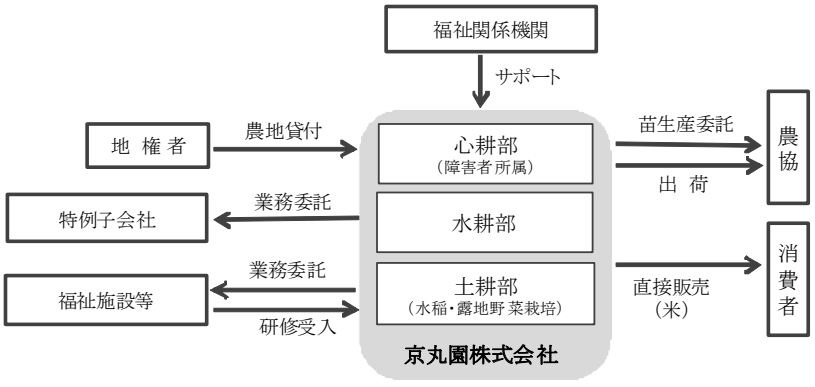

第7-5図　京丸園の主体間関係

資料：聞き取り調査より作成．

行っている[17]。（**第7-5図**）

（４）進出過程に関する比較分析

以上のような農業における障害者就労への進出パターンを比較し，各主体による進出過程の共通点や直面した課題を分析する。

１）進出の契機

農業分野での障害者就労を開始した契機は，いずれの事例も施設外就労や農業体験等を通じた農業分野の主体と福祉分野の主体や障害者との相互交流であるという点で共通している（**第7-6表**）。

シーネット坂井では，母体である社会福祉法人の授産事業として試行的に農業を取り入れていった。職員や障害者はそこで基礎的な農業生産の技術等を身につけ，次第に農業を本格的に実施することを志向するようになっていった。

こころんは，精神障害者の就労先として，自然とのかかわりもある農業が適すると考えていたものの，農業や農業経営体との接点に乏しかった。そのため，農産物直売所を開設し，商品販売の面から農業経営体とのかかわりをつくり，段階的に農業経営体との接点を増やしている。そうすることで農業経営体側も徐々に社会福祉法人や精神障害者への理解を深めていった。こうした取組が農業経営体での施設外就労の受け入れに結びついていった。

岡山県農商では，圃場と障害者福祉施設が近接していることから，共同でサツマイモ栽培を行う「平成イモの会」を企画し，農作業体験を通じた交流を行っている。それが障害者就労に取り組む契機となり，しだいに障害者の雇用を拡大していった。

京丸園では，障害者雇用の経験がなかったため，当初は障害者の 1 週間のみの就労体験の受け入れから始めた。そうするうちに，コミュニケーション手法や作業適性等を相互に理解するようになっていった。障害者の受け入れを契機に作業体系等の見直しや工夫が行われ，その結果として会社全体として生産性の維持・向上の効果が見られるようになった。そのため障害者の雇用を本格化させていった。

第7-6表　農業分野における障害者就労への取組の契機

	福祉分野→農業分野		農業分野→福祉分野	
	別主体を設立	同一組織	別主体を設立	同一組織
	有限会社シーネット坂井	社会福祉法人こころん	有限会社岡山県農商	京丸園株式会社
農業分野と福祉分野の連携の契機	社会福祉法人（母体）の授産事業として実施	農家の販売サポート（農産物直売所）→農家での施設外就労	障害者施設との交流	職場体験受入

資料：聞き取り調査より作成.

このように，農業分野から福祉分野，あるいは福祉分野から農業分野へと，新たな分野への進出に際しては，相互の接点づくりと，マッチングや相互理解を積み重ねる機会を設けることが重要であることが事例からうかがえる。

２）農業部門の整備

シーネット坂井やこころんのように福祉分野から農業分野に進出する場合は，生産体制の整備，すなわち農業生産技術や経営知識を持つ人材の確保，農地の確保，設備投資等を行うための資金調達といった点から農業分野を補強していく必要がある（**第7-7表**）。

第 1 に，農業生産技術や経営の知識・経験の習得に関しては，シーネット坂井の場合は，母体の C・ネットふくいには，授産事業の時期から農業に取り組んできた職員がおり，また別途設立したシーネット坂井には，農政に詳しい人材が存在している。こころんでは既存の職員が施設外就労を通じて習得し，また農業者を新たに雇用している。

第 2 に農地の確保に関しては，両者とも主として周辺農業経営体から借り受けている。周辺農業経営体の高齢化に伴い，両者とも周囲での農地の受け手としての期待が徐々に高まっている。とりわけシーネット坂井では，農業生産法人や認定農業者となったことで，周辺農業経営体から担い手として認知され，農地集積が進んでいった[(18)]。こころんでもプロの農業者を雇用したことで，しだいに周囲からの期待が高まり，今後経営規模を拡大していく可能性もある。

第 3 に設備投資における資金調達に関しては，シーネット坂井では，農政に詳しい人材がいることもあり，農業関係の事業を積極的に活用している。農業機械や精米機，6 次産業化のための加工施設や観光農園のハウス等を農業関係の制度資金や補助金を活用して整備している。これに対し，こころんの場合は，農産物直売所を整備するのに条件の合う

第7-7表　農業分野の体制構築

	福祉分野→農業分野		農業分野→福祉分野	
	別主体を設立	同一組織	別主体を設立	同一組織
	有限会社シーネット坂井	社会福祉法人こころん	有限会社岡山県農商	京丸園株式会社
農業部門の形態	農業生産法人 （有限会社）	社会福祉法人の 農業部門	農業生産法人 （有限会社）	農業生産法人 （株式会社）
農業部門のサポート	［・社会福祉法人（母体）で農業経験のある職員］ ・農林行政の経験のある職員	・自法人の職員（施設外就労で農業経験あり） ・農業経験者の雇用	自法人の職員	自法人の職員
農地確保	職員所有の農地 近隣農業者から借受	近隣農業者から借受	近隣農業者から借受	自作地， 近隣農業者から借受
設備投資等における資金調達	・精米施設： 農業関係の補助金 ・加工施設： 農業関係の補助金 ・交流施設： 農業関係の補助金	・直売所・カフェ： 自己資金 ・菓子加工所： 福祉関係の補助金	・加工施設： 農業関係の資金利用 6次産業化の補助金 ［・トイレ等の付帯施設： 福祉関係の補助金］	・栽培施設： 自己資金 （農業関係の資金） ・トイレ等の付帯施設： 福祉関係の補助金

資料：聞き取り調査より作成．

事業がなかったため，自己資金で開設している。また菓子加工所であるこころん工房には福祉関係の補助金を利用しているものの，農業関係の資金は使用していない。そのため，今後，認定農業者の認定を受けるなどすれば，農業関係の制度資金等を利用した施設整備等も可能となる。

一方，岡山県農商や京丸園のように農業分野の主体が障害者就労に取り組む場合は，自法人の職員が営農を行い，そこに障害者が加わる形となるため，福祉サイドから取り組むよりも比較的取り組みやすい。栽培・加工施設や機械等のハード面に関しても自己資金に加えて農業関係の事業を活用して整備している。ただし，障害者が作業を行うために必要なトイレ等の付帯施設は，福祉関係の補助金を得て整備している。

以上のように，とりわけ福祉分野の主体が農業分野での障害者就労に取り組む際には，周辺農業経営体との関係構築や営農経験のある人材を新たに雇用することで，農業分野の知見を得，その体制を段階的に整備している。その結果として周囲の農業経営体からも担い手として認識されるようになっていった。農業経営に必要な人材や農地，資金面において支援が必ずしも充実していない中，先進事例では組織形態や他の主体との連携を模索しながら自ら体制を確立している。

３）福祉部門の整備

福祉部門の整備に関しては，福祉分野の主体が農業分野に進出したシーネット坂井やこころんの事例では，母体である社会福祉法人に障害者が所属し，その職員が障害者へのケアを行う体制となっている（**第7-8表**）。

他方，農業分野の主体が障害者就労に取り組む場合には，障害者の就労環境を新たに整備することが必要となる。

岡山県農商では，障害者雇用に取り組む中で，NPO 法人を別途設立し障害者が所属する形を確立していった。NPO 法人には社会福祉士や社会福祉主事の資格を持つ職員も配属している[(19)]。また障害者に関する相談は，福祉施設の専門家と連携を図りながら対応している。障害者就労支援サービスを行う法人を別途設立することで，福祉関係の事業の利用や支援を受けやすくなるというメリットがある。

第7-8表　福祉分野の体制構築

	福祉分野→農業分野		農業分野→福祉分野	
	別主体を設立	同一組織	別主体を設立	同一組織
	有限会社シーネット坂井	社会福祉法人こころん	有限会社岡山県農商	京丸園株式会社
障害者の所属	［社会福祉法人（母体）］	自法人内	〔別途設立したNPO法人〕	自法人内 （所属部署心耕部の設置）
障害者へのサポート	［社会福祉法人（母体）の職員］	自法人の職員	〔別途設立したNPO法人の職員・福祉関係者との連携〕	自法人の職員障害者をケアする部署を設置，福祉関係者との連携
職員給与等への福祉関係の助成金（労働関係の給付金）	［○］ 社会福祉法人（母体）への給付	○	〔○〕 NPO法人への給付	○

資料：聞き取り調査より作成.

京丸園では，先述のとおり，自法人内に障害者の所属する部署である心耕部を設置している。民間のカウンセリング資格を持つ担当職員を配置し，障害者のケアを行ったり，労務管理などを行っている。また，社外の福祉の関係機関とも連携を図り，法人と障害者やその家族とで直接やり取りしにくい事案や生活面など仕事以外の幅広い相談に関しては，専門家に相談できる体制も構築している。

このように農業分野から福祉分野に進出する際には，障害者の雇用や就労体制の整備が重要である。分析した事例では，障害者の所属先をつくり，職員が福祉関係の資格を取得したり，福祉の関係機関の協力を得ながら，その体制を整備していた。既存の農業経営では対応しきれないと判断されれば，NPO 法人や社会福祉法人を別途設立していく必要性が高まってくることも明らかとなった。

４）両分野を兼ね備えた体制の整備

こうして農業分野での障害者就労を本格化させた結果，本稿で取り上げたいずれの事例も，農業部門と福祉部門とが併存する組織体制を，必要に応じて分社化し補強しながら構築していた（**第7-6図**）。

組織内の人材に関しても，新たに進出した分野の知見を持つ人材がいない場合は，先述のように，外部の専門家等から習得したり，新たに雇用するなどしている。さらには農業分野，福祉分野を併せ持つ体制を構築する中で農業と福祉両方の知見を持つ人材[(20)]が育成され，農業経営と障害者就労の両立や継続が可能となっている。

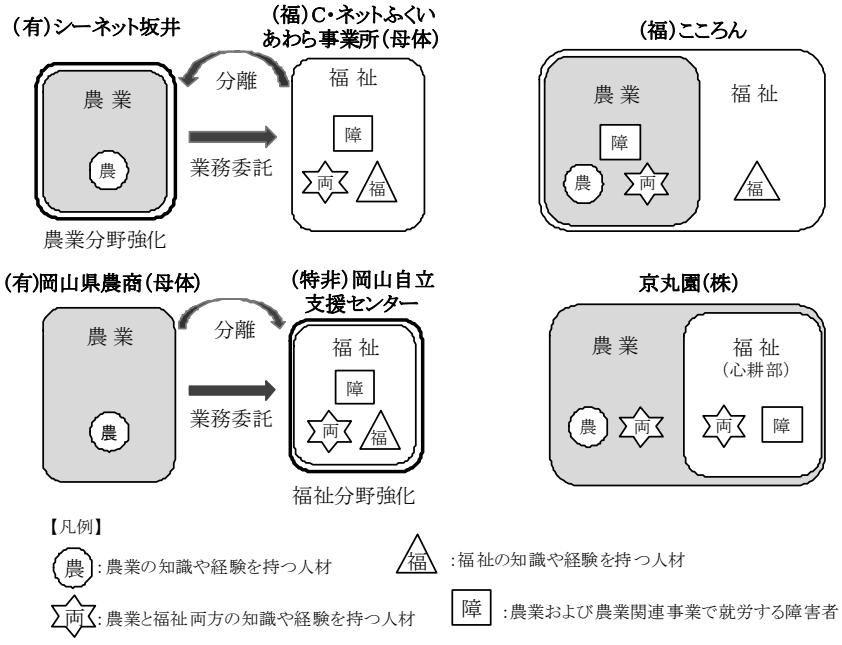

第7-6図 各事例の農業・福祉分野の関係と人材の配置(模式図)

資料:聞き取り調査より作成.

（５）小 括

以上の事例分析から，福祉分野からの進出でも，農業分野からの進出でも，最終的には農業と福祉の要素が併存する組織形態を形成していた。しかし，その獲得過程は進出のパターンによって異なっていた。先進事例では，こうした進出パターンや経営の発展段階に応じて，必要な経営要素を自ら整備していた。

こうした体制を構築することで，農業分野，福祉分野双方の経営資源や政策的支援を総合的に活用していけば，地域の人的・物的資源の活用が一層図られ，農村地域の維持・再生にも貢献しうる。それは第 1 に農業の担い手の確保や農地の有効利用が図られることによる農業の維持である。シーネット坂井やこころんのように，社会福祉法人等が農業に本格的に進出した場合も，営農基盤が確立されれば周囲からも担い手として認知されるようになる。そうして規模拡大や 6 次産業化にも取り組むようになっている。第 2 に，障害者の安定的な就労の場を形成している点である。障害者をケアする体制も併せ持つことで，そのマンパワーを発揮できる場を形成することができており，農業が地域の社会福祉にも貢献している。第 3 に，こうした障害者の農業分野での就労を進めることが，農村における健常者の雇用の場を創出することにも繋がっている点である。いずれの事例も，経営の収益性を高めたり，福祉系の就労サービスを実施するなどで 20 ～ 30 人規模 [(21)] で職員を抱えるようになっている。

今後，農業と福祉の連携を一層推進し，農村地域の再生に結びつけていくためには，初期における農業と福祉の主体間の接点づくりや既存の制度の周知，本格的な進出時における農業部門・福祉部門両面での経営要素の整備，周囲の農業者や各分野の専門家との関係構築，拡大した部門の分社化を含めた経営アドバイス等の支援策を組織の発展段階に応じて的確に講じていくことが重要である。

３．農業分野における障害者就労を促進する中間支援組織の役割と課題
―地方公共団体等による取組を事例として―

前節で取り上げた事例では，農業分野における障害者就労への取組を試行錯誤の中で独自に発展させていた。こうした動きを地域で一層促進させるためには，各主体の自発的な取組に期待することには限界があり，農業分野と福祉分野の主体を結びつける中間的な支援組織の存在が必要となる。近年では，地方公共団体等が部局横断的にその中間的な支援組織づくりを進めており，本節ではその仕組みと特徴，課題を明らかにする。

（１）農福連携を促進する地方公共団体等の取組の類型

農福連携を推進している地方公共団体等 8 ヵ所について実態調査を行った。その特徴

は，取組の内容から次の４つに分類できる（**第7-9表**）。

まず第１に，農業経営体と就労系障害者福祉サービス事業所（以下，福祉事業所と略す）等との間で農作業請負のマッチングを行うものである。農業経営体側が委託したい作業と作業を請け負いたい福祉事業所等をマッチングする。その代表的な事例として，香川県，鳥取県，静岡県・浜松市を取り上げる。

第 2 に，障害者個人が農業経営体で就労できるように支援を行うものである。障害者という人材と受入農業経営体のマッチングである。代表事例として，三重県名張市および兵庫県の取組がある。

第 3 に，社会福祉法人や特例子会社等の農外の主体が農業に参入する際の支援を行うものである。農地等のマッチングを行い，必要な施策等の紹介を行う。代表例として，大阪府の事例を取り上げる。

第 4 に，上記のいずれかを複合的，あるいは段階的に推進するものである。代表例として，島根県，奈良県の事例を取り上げる。

以下，取組の特徴ごとに実態と課題を整理する。

第7-9表　農福連携の支援体制を構築している地方公共団体等の事例

		実施主体名	開始年度	主な支援内容			支援人材	
				農作業請負（施設外就労等）のマッチング	障害者の農業経営体での就労支援	福祉分野等からの農業参入支援	コーディネーター数（事業委託時）	圃場で障害者や施設職員をサポートする人材
Ⅰ	香川県	NPO法人香川県社会就労センター協議会	2011年度	●			1名	－
	鳥取県	鳥取県（農福連携推進プロジェクトチーム）	2010年度	●			3名	－
	静岡県・浜松市	NPO法人しずおかユニバーサル園芸ネットワーク	2005年度	●			－	ジョブコーチ
Ⅱ	名張市	名張市障害者アグリ雇用推進協議会	2008年度		●		－	農業ジョブトレーナー
	兵庫県	障害者農業訓練・就労支援ネットワーク会議	2012年度		●		－	農業就労サポーター
Ⅲ	大阪府	（一財）大阪府みどり公社（農政チーム）	2005年度			●	－	－
Ⅳ	島根県	（公財）しまね農業振興公社	2012年度	●	●	●	2名	農福連携サポーター
	奈良県	奈良県（農林部・健康福祉部）	2010年度		●	●	－	－

資料：聞き取り調査および各地方公共団体等資料より作成．

（２）農作業請負（施設外就労等）のマッチング―香川県，鳥取県，静岡県・浜松市

１）香川県の取組

香川県は畑作が盛んな地域であり，温暖な気候を生かした冬レタス，ブロッコリー，ニンニク，タマネギ，金時ニンジン等の露地栽培が盛んな地域である。しかし近年では高齢化に伴う労働力不足が大きな課題となっており，栽培面積の縮小に伴い耕作放棄地が顕在化し，また重量野菜から軽量作物へ作付を転換せざるを得ない状況にあった。

そうした中，香川県は，2009 度にニンニクの収穫作業で人手が不足している農業経営体に，作業を行える福祉事業所の施設外就労を斡旋することを試験的に始めた。2011 年度から本格的な取組に発展し，NPO 法人香川県社会就労センター協議会（以下，社会就労センター）が共同受注窓口となり，「作業を委託したい」農業経営体と「作業を受託したい」福祉事業所をマッチングしている（**第7-7図**）。

マッチングを行う際には，まず作業を依頼したい農業経営体から社会就労センターに対し，直接または JA 等を通じて依頼を受ける[(22)]。依頼を受けたら，農業経営体と社会就労センターの間で請負契約を結ぶ。次に社会就労センターは，協議会のメンバーである福祉事業所に作業への参加を募集・依頼し，参加が確定した事業所と業務委託契約を結ぶ。なお，作業内容の調整やスケジュール，現場確認，作業料金の交渉等は社会就労センターのコーディネーター 1 名を中心に県の農業生産流通課，障害福祉課，JA 香川県[(23)]等が連携しながら実施している。香川県の事例では，農業サイドからの依頼の掘り起こしやとりまとめは，JA を中心に行っている点が特徴である。また，共同受注とすることで，大口の依頼も複数の施設が引き受けることで対応が可能である。

2013 年度現在，同県協議会のメンバーである約 80 の福祉事業所のうち，参加しているのは外で障害者が作業を行える体制にある 24 事業所である。作業実施面積は 2011 年度の 10ha から 2013 年度には 33ha，年間の作業料金合計は 2011 年度の約 247 万円から 2013 年度には約 995 万円と 3 倍以上に拡大している[(24)]。作業依頼のある品目は，ニンニクに加えてタマネギ，キャベツ，バレイショ，レタス等にも広がっている。作業内容も収穫に加えて定植，調整，マルチ撤去，除草等にも拡大している。このように，作業受委

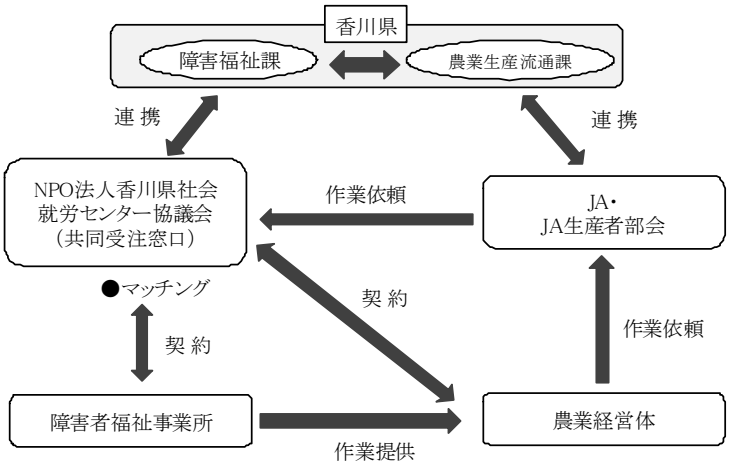

第7-7図 香川県における農福連携の推進体制

資料：聞き取り調査より作成．

託の種類と量が拡大した背景には，作業を委託している農業経営体において，障害者の障害特性や作業能力に対する理解が深まったことが挙げられる。こうした作業受委託が発展し，障害者を雇用する農業経営体も出現している。

社会就労センターでは，こうした取組における農業経営体のメリットとして，①農繁期や重量作物等における労働力確保につながる，②適期に短期間で収穫ができるので，品質向上に繋がる，③面積・量による出来高払いのため，時給・日給のシルバー人材派遣事業より作業料金が安い[(25)]ことなどを挙げている。また，これらが経営面積の維持・拡大，品質向上に結び付き，結果として農業経営体の収益も向上している点を指摘している[(26)]。

他方で，福祉事業所のメリットとしては，①作業量の増加や質の向上によって障害者の工賃の引き上げが可能になる，②汗をかく喜び，体力づくり，ストレス発散，農業経営体や自然とのふれあいといった内職的な作業にないメリットを享受できる，③地域農業振興の面で社会貢献ができ，農業経営体に感謝されることで障害者もそのことを実感できる，④共同作業による福祉事業所間での助け合いや仲間づくりができることなどが挙げられている。

このように農業サイドと福祉サイド双方にメリットがある関係を作っている。他方で課題としては，第 1 に農業経営体側からの農作業委託が増加しているため，作業を受託する事業所をさらに開拓する必要がある点である。現在は JA の生産部会や大口の担い手を中心に年間契約を導入して対応しているものの，さらに潜在的なニーズも存在している。また，福祉事業所が農作業受託に専念できるよう，周年で安定的に作業を確保していくことも検討課題となっている。第 2 にコーディネーターの人件費負担，および作業量の多さがあげられる。社会就労センターは作業料金から 10 %の手数料を得ているが，それだけでは人件費をまかなえず，国等からの一時的な予算を利用している。そのため，コーディネーターの増員も困難であり[(27)]，連携する機関との役割分担の見直しも必要となっている。

２）鳥取県の取組

鳥取県の農業は，農業産出額のうち野菜と果樹が約 4 割を占め，畑作が盛んな地域である（農林水産省「生産農業所得統計」2012 年）。中でも梨，西部地区の白ネギ，中部地区のスイカ，中・東部地区のラッキョウ栽培等，労働力を必要とする作物の栽培が盛んである。しかし，高齢化の進行とともに作付面積が減少傾向にある。

鳥取県には総合事務所が東部，中部，西部と３地区あり，地区によって自由にプロジェクトを組むことができる。そうした中，西部総合事務所で，障害者の就労支援の一環として，梨の小袋掛けプロジェクトを開始した。それがきっかけとなり，「農福連携モデル事業」（以下，モデル事業）として全県に広げることとなった（**第7-10表**）。

モデル事業の中心は，障害者が実施できる農作業の掘り起こしと，それを受託する事業所を掘り起こしてマッチングさせることである。東部，中部，西部の総合事務所で，それぞれ福祉保健局と農林局が連携してプロジェクトチームが立ち上げられている。実際の農

第7-10表　鳥取県における農福連携事業の変遷

事業名	2010～2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
	農福連携モデル事業	農福連携推進事業		
目　標	・障害者が従事可能な農作業のリスト化 ・農家の障害者への理解促進 ・事業所職員の農業知識の習得 ・自主契約（直接契約）の推進	・農産物加工（6次産業化）の推進 ・長期的な農作業の受託による農家と事業所の連携強化 ・複数事業所による共同受注作業モデルの確立	・農業が主要な就労事業となるよう、年間を通じた農作業受託モデルの確立	・農作業受委託のマッチング ・特産品生産支援等の受注体制強化のための取組み支援
マッチングセンターの体制	■担当人員：9名 （コーディネーター2名＋事務補助員1名）×3圏域 ■委託先 ・東部・中部 →（社福）鳥取県厚生事業団 ・西部 →（一社）地域人材プロジェクト	■担当人員：3名 コーディネーター1名×3圏域 ■委託先 →（特非）鳥取県障害者就労事業振興センター		■担当人員：3名 コーディネーター1名×3圏域 ■県直轄
有償ボランティア派遣	○	○	－	－
予算措置	ふるさと雇用再生特別基金 緊急雇用基金 一般財源	雇用基金 一般財源	一般財源	一般財源
マッチング件数	2010年：99件 2011年：117件	70件	79件	未定
年間作業料金合計	2010年：384万円 2011年：565万円	500万円	526万円	未定

資料：鳥取県資料を元に筆者が加筆して作成.

業経営体と福祉事業所のマッチングは，マッチングセンターとして外部委託した組織によって行われた。

このモデル事業はふるさと雇用再生特別基金（厚生労働省）等を使っており，当初は2011年度までの時限的な事業として行われた。しかしながら，その実績も上がってきたことから，2012年度以降も「農福連携推進事業」として継続して実施することとなり，2015年度の実施も予定されている。県では，本事業によるマッチングの最終形は作業を発注する農業経営体と事業所との直接契約と位置づけている。そのため，支援内容も農作業受委託のマッチングに加え，直接契約への移行支援や受委託を継続的・安定的に行うための仕組みづくりにも重点を置いて支援を行っている。

マッチングセンターの委託先は，モデル事業時は，県の福祉保健局から社会福祉法人鳥取県厚生事業団（東部・中部）および一般社団法人地域人材プロジェクト（西部）に委託して実施した。その後，2012年度から2013年度は委託先がNPO法人鳥取県障害者就労事業振興センターに変更され[28]，2014年度は県の総合事務所が直轄で実施している（**第7-8図**）。マッチングセンターの体制は，モデル事業時は総合事務所単位の3圏域それぞれにコーディネーター2人と事務職1人が配置され，合計9人の体制であった。農作業については普及員が掘り起こし，それをコーディネーターに渡す体制をとっていた。その

後，2012 年度以降は，コーディネーター 1 人を 3 圏域に配置する体制（合計 3 人）となっている。また，2012 年度までは，現場で農作業の指導を行う有償ボランティアの派遣を行っていた。事業予算は，2010 年度は 5292 万円，2011 年度は 5315 万円，2012 年度は 2497 万円，2013 年度は 1390 万円，2014 年度は 992 万円と，一般財源に移行しているため縮小傾向にある[29]。

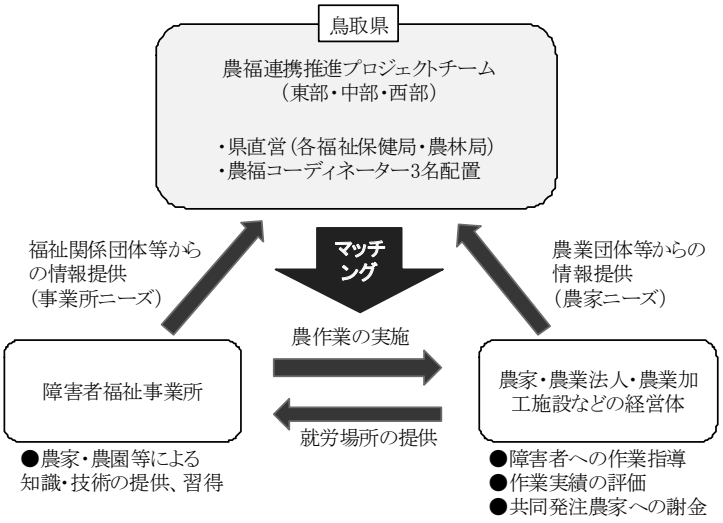

第7-8図 鳥取県における農福連携の推進体制

資料：聞き取り調査より作成.

2014 年度の事業は，①農福連携マッチング機能（関係部局と連携しつつ，コーディネーターがマッチングを実施），②作業単価の高いらっきょう作業の支援（繁忙期の支援員増員のための人件費補助，根切り機購入の助成），③農業を主要な就労事業とする就労系障害福祉サービス事業所の育成支援（共同発注を積極的に奨める農業経営体グループに，謝金を支給）の 3 本柱から構成されている[30]。

①のマッチングの際には，マッチングした農業経営体と事業所との間で契約書を作成する。作業料金の決め方は，作業能力に応じて出来高制や時給を使い分けている。料金の設定に際しては，行政が事業主体であるため民間事業者のように料金交渉等の踏み込んだ経済活動へのサポートは難しいものの，受委託者双方がメリットを得られるようにコーディネーターが支援を行っている。

こうした取組によるマッチング実績は，2010 年度は 99 件であった。作業を引き受けた福祉事業所は 35 事業所，うち就労継続支援 B 型事業所が 21 事業所であった。翌 2011 年度の実績は 117 件，2012 年度は 70 件となっている。作業料金の合計額は，2010 年度は 384 万円，2011 年度は 565 万円，2012 年度は 500 万円，2013 年度は 526 万円であった。なお，2010 年度，2011 年度と続けてマッチングが行われたのは 11 件である。また，2010 年度にマッチングが行われ，農業経営体と福祉事業所との関係を構築することができ，翌年は直接の契約に移行したものが，7 件となっている。先述のように県では，本事業によるマッチングの最終形は，農業経営体と福祉事業所との直接契約と位置づけている。直接契約に移行したものをカウントしないため，マッチング件数は伸び悩んでいるように見えるものの，県では，こうした直接契約が増加していると認識している[31]。

マッチング実施以後の変化としては，マッチング事業を利用していた中部地区の農業経営体が，2014 年より自ら福祉事業所を立ち上げ，トマトを中心にした生産を始めている。

施設外就労で農作業を受託していた西部地区の福祉事業所では，自ら農業部門に進出し，有機農業を行っている。また，高齢化に伴う作業内容の増加や経営自体を引き継いでほしいという依頼も生じている。こうしてマッチング事業をきっかけに，農業分野と福祉分野相互の理解が進み，結果的に農業分野での障害者就労が進展している。

県によると，こうした取組について，農業サイドからは評価する声が多く，障害者の作業に期待するという意識が醸成されつつあるという。特にIターンしてきた新規就農者のような場合は，地域との関係性が十分でなく，繁忙期に地域の人を集めて手伝ってもらう事が難しいという。そうした場合に，障害者が戦力になるとのことである。

他方で，福祉事業所側からも，好意的に受け止められている。福祉事業所が行う作業は軽電機の下請けが多かったが，そうした企業の工場が海外に出ていってしまい，作業が激減している。このため，農作業への期待は大きい。実際に，2014年度に東部地区の社会福祉法人等に実施したアンケートでは，新たに9つの福祉事業所が農作業を受託してみたいという意向を示している。

今後の課題は，第1に共同発注や共同受注の確立である。発注に関しては，作業を依頼する農業経営体の掘り起こしと調整を行うため，JA等のより積極的な関与が求められる。受注に関しては，農業サイドから大口の依頼があっても，対応する施設が十分に確保できないことが指摘されている。既に自ら農業を行っている福祉事業所は，自身の作業があるためマッチング事業には参加しにくい。そのため，事業の柱を持たない施設を掘り起こし，農作業技術の習得を支援し，農作業を安定的にマッチングさせていくかが課題となっている(32)。また，屋外での体力を要する作業やラッキョウの根切りのような刃物を使用する作業は敬遠される傾向にある。そのため，作業環境を改善しつつ，福祉事業所の意欲を高めていくかも必要とされている。第2に事業実施主体が県に移行したため，これまで委託先の民間組織が行っていたような臨機応変な対応が困難な点である。例えば作業料金交渉等の踏み込んだ経済活動や業務外の支援を行うことは難しい。そのため受委託の当事者も含めてその解決策を工夫し経験を蓄積していく必要がある。

3）静岡県・浜松市の取組

静岡県浜松市は全国でも農業が盛んな市町村の1つである。農業産出額は全国4位（2006年，生産農業所得統計）であり，このうちミカン等の果樹が約3割，チンゲンサイ等の野菜が約2割を占める。とりわけ市の南部は野菜や果実，花卉等の施設園芸が盛んな地域である。浜松市は全国でも基幹的農業従事者数の多い地域であるが，そうした中でも高齢化の進行や耕作放棄地の増加が課題となっている。

浜松市内では，障害者の自立訓練に農作業を取り入れている福祉事業所や，農業経営体による障害者雇用の取組が早くから始められていた。こうした動きを加速させるため，浜松市では，2005年に同市の農政課（当時）を事務局とする「ユニバーサル園芸研究会」を発足させた（その後，2009年には，「ユニバーサル園芸研究会」から「ユニバーサル農業研究会」に名称変更）。ユニバーサル農業とは，浜松市の資料によれば，「一般的には

「園芸福祉」や「園芸療法」として知られているような，園芸作業を行うことによる生きがいづくりや高齢者・障害者の社会参加などの効用を，農作業の改善や農業の多様な担い手の育成などに活かしていこうという取組」と定義されている。

同研究会は，認定農業者，農業参入企業，福祉団体，社会保険労務士，静岡県および浜松市の関連部署の担当者等から構成されており（構成員は全部で 15 人），障害者の農業参画をテーマに，農業経営体をはじめとした市民に対して，事例紹介や支援制度等の研究活動，就労体験の実施や講演会の開催等の実践活動を実施している（**第7-9図**）。

また，こうした浜松市による「ユニバーサル園芸」の推進が行われる中で，2006 年 5 月には「しずおかユニバーサル園芸ネットワーク」が NPO 法人として認証され，静岡県から委託された「農業における就業者拡大事業」を開始している[(33)]。初年度（2006 年度）は委託事業の一環として，「農業分野での障害者雇用に関する調査」を実施した。その調査報告書「特例子会社が農業分野において事業展開する場合の手法について」では，先進事例を参考にしつつ，いくつかのモデルを提案している。2007 年度には県内の企業，農業関係者を対象に「農業分野での障害者就業研修会」を実施するなどの啓発活動を行っている。また，同 NPO 法人では，このほか，自主事業として，特例子会社の農業分野への参入のコンサル業務も行っている。

浜松市内でこうした活動が活発に行われている状況を受けて，特例子会社が相次いで農業分野に進出してきている。また，実際に進出してきた特例子会社に対しては，ジョブコーチの派遣のほか，障害者就業サポーターの養成と派遣等を実施し，障害者の農業分野での就労の定着に貢献している。

浜松市では，伊藤忠テクノソリューションズ（株）の特例子会社（株）ひなりが，請負事業という形で農業分野に進出した。農業経営体が労力を割いている収穫作業等に障害者

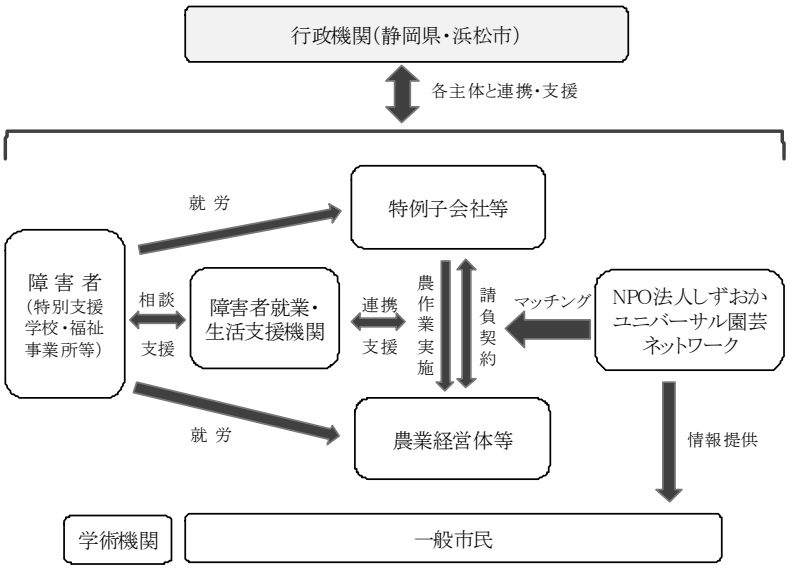

第7-9図 静岡県・浜松市における農福連携の推進体制

資料：NPO法人しずおかユニバーサル園芸ネットワーク資料より作成.

が従事することで，担い手は規模拡大を実現でき，地域農業の振興にもなっている。

さらに，ひなりの成功を受け，今後は，農作業を委託する農業経営体と農作業を引き受ける特例子会社や福祉事業所等とのマッチングを行う中間支援組織の確立を目指している。

（３）農業経営体での就労を支援―三重県名張市，兵庫県

施設外就労や障害者福祉施設での営農だけでなく，個々の障害者が農業経営体で就労できるような支援を行っているケースとして，名張市，および兵庫県の取組を取り上げる。

１）名張市の取組

名張市は三重県中西部に位置し，伊賀盆地の寒暖差と平坦地であることを生かした水田農業が主である。中京・阪神地域に近接している地域であるため，兼業化が進んでいるものの，消費地立地を生かしたトマト等の施設栽培は増加傾向にある。

名張市では，障害者の職域拡大のため，農業と福祉の連携を目的とした名張市障害者アグリ雇用推進協議会を 2009 年 2 月に設立した。

名張市障害者アグリ雇用推進協議会の構成メンバーは，農業関係では農協，農業委員会，農業経営者クラブ，園芸福祉関係者，福祉関係では（社福）名張育成会，名張市手をつなぐ育成会，名張市精神障害者家族会，名張市身体障害者互助会，学識経験者・教育関係では大学名誉教授，三重県立特別支援学校，行政関係では三重県伊賀地域農業改良普及センター，名張市健康福祉部および産業部が参加している。

名張市では，名張市障害者アグリ雇用推進協議会が主体となり，障害者の農業経営体での就労体験やモデル雇用を推進している。事業の対象となっている障害者は，福祉事業所に所属している障害者だけでなく，特別支援学校の生徒も対象であり，農業分野での就労を希望する障害者のキャリア形成を図っている。なお個別のマッチングであるため，作業時に障害者と農業経営体の間に入り，現場で双方をサポートする「農業ジョブトレーナー」を養成し，障害者が就労しやすい環境を整備している（**第7-10図**）。

名張市でこうした事業を行っている背景は，名張市は中京・阪神地域への通勤圏であり，兼業による水田農業を主とする地域である。そのため香川県等のようなマッチング事業を行うことは困難である。労働力を必要とする特定の農業経営体と障害者を個別にマッチングすることが現実的であるとの判断から，こうした取組が行われている。また本稿の他の事例とは異なり，市の範囲での取組であり，限られた予算の中ではあるが，関係する主体が幅広く連携しながら事業が行われている。

こうした取組から，農業経営体での就労体験実習は 2012 年度には 7 事業所で計 17 回実施され，参加した障害者は 136 人であった。また就労移行支援として農業経営体での就労を経験した障害者は 1 名であった。現場での支援を行うジョブトレーナーは年間 11 名が養成され，延べ 41 名となっている。

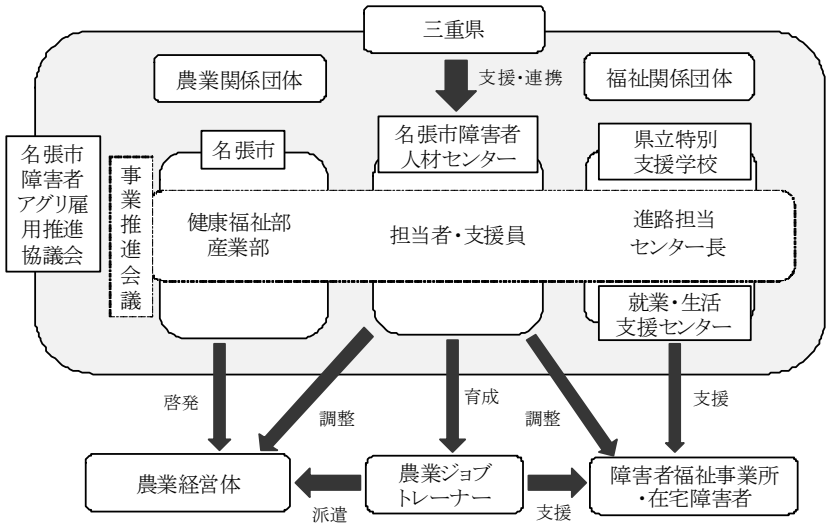

第7-10図 名張市における農福連携の推進体制

資料：名張市資料より作成.

このように名張市のケースでは，徐々にではあるが，就労体験実習を契機として農業経営体での就労につながっている事例が出てきている。

２）兵庫県の取組

兵庫県は，温暖な気候と風土に恵まれ，稲作のほか野菜作（たまねぎ，レタス，はくさい，キャベツ等）も盛んで，たまねぎ，レタスで全国 3 位の産出額を誇っている。中でも，淡路島は，県内の農業産出額の約 1/4 を占める農業地域であり，京阪神の重要な食糧基地の一角を占めている。特に，三原平野を中心とした島の南部（洲本市，南あわじ市）では，酪農および三毛作体系（水稲＋レタス＋レタス，水稲＋レタス＋たまねぎ等）により高度な土地利用が行われ，酪農も盛んに行われている。しかしながら，農業経営体の高齢化が全国平均を上回って進行しており，全国と比べて耕作放棄地の増加率も高くなっている。

兵庫県では，障害者の就業機会を拡大するため，①農業就労を希望する障害者，②障害者就労を希望する農業経営体，③農業知識，障害者知識等を持つ農業就労サポーターをマッチングすることを主な業務とするコーディネーターを設置する事業を 24 年 1 月より 25 年 3 月まで実施した（**第7-11図**）。同事業は，単に障害者と障害者の受け入れ希望農業経営体をマッチングするだけでなく，①農業就労サポーターもこの現場に派遣すること，②コーディネーターとして農業分野に既に進出している社会福祉事業団を指定し業務を行ってもらうことが特徴となっている。1 回のマッチングで終わらせない事業の継続性の確保，就農した障害者の定着の観点からこうしたサポーターやコーディネーターを設置することとされた。同事業では，農業就労サポーター 21 人が養成され，15 人の特別支援学校の生徒（3 年生は 9 人）を農業経営体および農業を行う福祉施設での研修で受け入れ，施設イチゴ，露地野菜を経営する農業生産法人，菌床シイタケの栽培を行う企業出資による継続

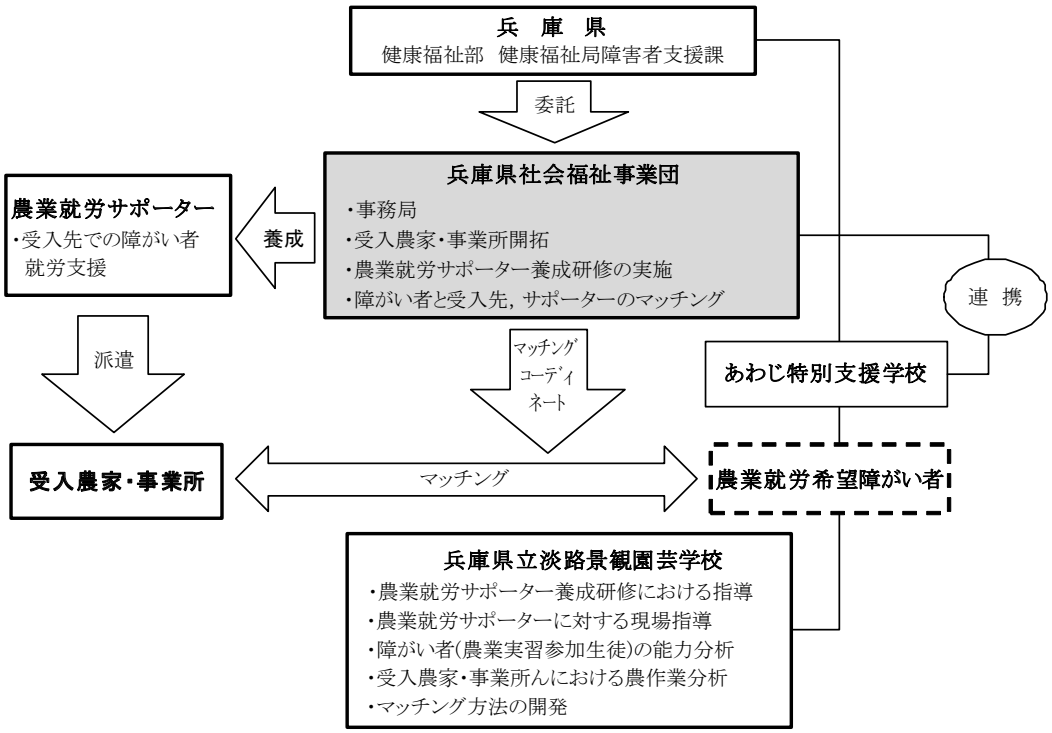

第7-11図　兵庫県における農福連携の推進体制

注．兵庫県が平成24年度に実施した「農業分野における障がい者の新たな就農モデル検証事業」における推進体制をイメージ化したものである．

支援Ａ型施設等において７人の農業分野での就業を実現している。

残念ながら，関係予算が 24 年度で切れてしまったため，25 年度から同様の事業をより効率的に実施することとした。すなわち，コーディネーター機能を社会福祉事業団に担わせて農業経営体の圃場で実習を行うのではなく，兵庫県社会福祉事業団の事業運営のもと，特別支援学校と淡路景観園芸学校が連携し，それぞれの教育カリキュラムの中に「就労実習」と「就労実習支援」を位置づけた。そして，高等部 1，2 年生から早期に各生徒の能力に応じた農業実習プログラムを提供して，就労への関心向上と就労に必要な能力育成に力を入れる内容にした。具体的には，事前に実習希望生徒のアセスメントを行い，各生徒の能力に合った農作業プログラムを同校の園芸療法ガーデンで行ってもらい支援者として園芸療法課程学生と農業就労サポーターがかかわる形に衣替えをした。

新たな事業では，25 年度には，5 月に 14 名，6 月に 12 名，特別支援学校の生徒に農業実習に参加し，10 月，11 月には，その中から再度の実習希望者 4 人が農業実習を行っている（1 人 2 回）。26 年度にも，春に 29 名（1 回目：2・3 年 14 名，2 回目：1 年生 15 名），秋に 5 名（1 人 2 回）の実習が行われている。

なお，25，26 年度は，淡路島だけでの実施であったが，27 年度からは，同県の丹波地区でも同じスキームでの支援事業（同地区内にある特別支援学校の生徒に対する実習をこれも同区内に立地する農業に取り組む兵庫県福祉事業団の事業所で実施）を行う計画となっている。

（４）農外の主体の農業参入を支援―大阪府

大阪府は，農業産出額は大きくないものの，大消費地立地を生かした集約的な農業が盛んな地域である。軟弱野菜の春菊，フキや小松菜，施設栽培のナスやキュウリ等の生産が盛んに行われ，農業産出額のうち野菜が 47 %，ブドウやミカン等の果実が 18 %を占めている（2010 年・農林水産省「生産農業所得統計」）。他方で担い手の高齢化とともに耕作放棄地の増加が課題となっている。そのため大阪府では，「府民参加」をキーワードに多様な担い手による多面的機能の維持を目指している。

（一財）大阪府みどり公社（以下，みどり公社）では，農地保有合理化法人および農地中間管理機構として，農業参入を希望する特例子会社や社会福祉法人等への農地の斡旋を通じて農業と福祉の連携を推進してきた。

大企業が立地する大阪府には，全国に 391 社ある特例子会社のうち 33 社が立地している。これは東京都，神奈川県に次いで全国で 3 番目に多い（2014 年 5 月末，厚生労働省調べ）。そうした中で法定雇用率の上昇を受け，障害者の職域拡大を意図して農業への参入を検討する特例子会社も現れてきた。そうした意向を持つ主体が集まり，2004 年に農福連携の勉強会である「農事研究会」が発足した。農事研究会には特例子会社，社会福祉法人，学生 NPO 等が参加し，みどり公社の職員もオブザーバーとなって，府内における農業と福祉相互の知見を共有しつつ，農福連携のビジネスモデル等の検討を行っていった。2007 年に農事研究会のメンバーであったコクヨ（株）がハートランド（株）[(34)] を設立し，水耕栽培による農業参入を果たした。その後，ハートランドをモデルとして府内での特例子会社等の農業参入が活発化している。

みどり公社の農政チームでは，これまで遊休農地対策および多様な都市農業の担い手への支援を行う農地保有合理化事業の一環として，企業等の農業参入の相談，農業生産法人の設立や事業計画のアドバイスを実施してきている。このうち，2014 年現在，大阪府内において特例子会社や社会福祉法人等が農業に参入している事例は 16 件である（公社が把握している数，準備中も含む）。うち，特例子会社が 4 社である。こうした支援を行うことで，農作業請負や農産物の販売等をきっかけとして，特例子会社と社会福祉法人との連携といった主体間の連携が生まれ，取組を拡大するケースも

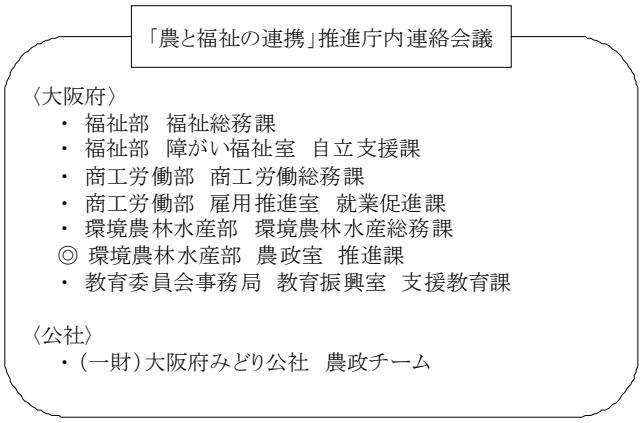

第7-12図 大阪府における農福連携の推進体制

資料：大阪府資料より作成.
注.「◎」は事務局.

出てきている。

みどり公社での実績を受け，大阪府では 2011 年に「「農と福祉の連携」推進庁内連絡会議」を設置し，こうした動きをさらに加速させるための検討に入った。同会議の構成メンバーは**第7-12図**のとおりであり，農業の担い手確保という目的から，農業部局（環境農林水産部農政室推進課）が事務局となっている。

同会議での検討を踏まえ，2014 年度から「ハートフル企業農の参入促進事業」が事業化された。同事業は，農業分野への企業参入を促進するため，①企業参入支援パッケージとして，農業分野での障害者就労への多様な参入の仕方に対応できるマニュアルづくり，②農業分野への企業等の参入を促す研修の実施や専門家の派遣，③企業参入サポートとして，年間 3 社ほどのペースで企業等の参入による農地の利用権設定を目標とした支援を行うことを目指している。さらに 2015 年度には，福祉部局の協力も得ながら農政室に総合窓口を設置し，ワンストップで相談できる体制の構築を目指している。

（５）複合的な支援―島根県，奈良県

１）島根県の取組

島根県の農業は水田農業が基本であるものの，東部の平野部や干拓地および西部では，キャベツ，タマネギ，イチゴ，メロン，ブドウ等の栽培が盛んに行われている。また米価下落や米政策改革を受け，水田転作作物や集落営農の複合部門としても新たな品目の導入が進んでいる。ただし，多くの地域は中山間地域に属し，経営面積は小さく，高齢化と担い手不足が深刻である。

そうした中，島根県では，2012 年度から農福連携推進事業への取組を開始した。同事

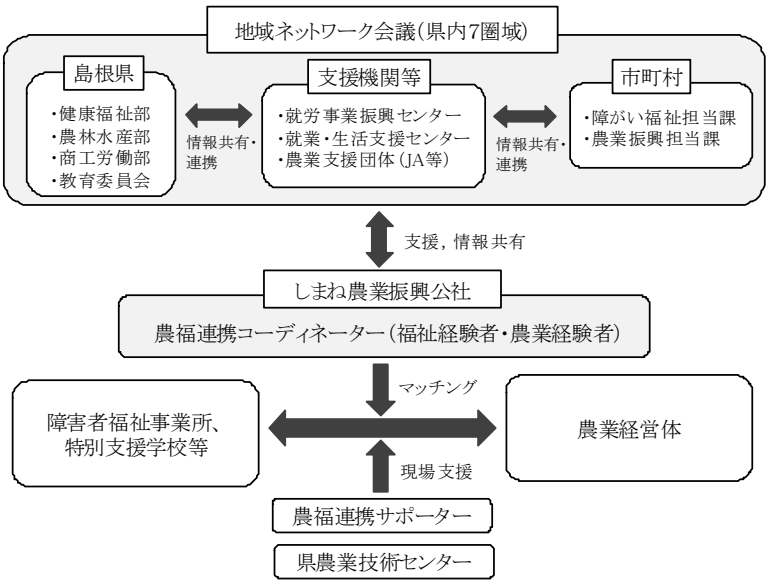

第7-13図 島根県における農福連携の推進体制

資料：しまね農業振興公社資料より作成．

業は，（公財）しまね農業振興公社（以下，公社）が島根県から受託して実施している（**第7-13図**）。公社では，福祉分野の経験者および農業分野の経験者各 1 名を農福連携コーディネーターとして配置している。当事業では，工賃向上が課題となっている就労継続支援 B 型事業所[35]を主たる対象としている。事業内容は，①施設外就労による農作業受委託，②農業経営体での障害者雇用や実習，③加工や原料栽培の受委託，商品の共同開発，④社会福祉法人等の農業参入や経営拡大の支援である。

県内 7 圏域ごとに地域ネットワーク会議を設立し，県，市町村，関係機関が参加して連絡会議を開催している。また，2013 年度から農福連携推進研修会を開催し，講習会，事例報告，現地視察を行いながら，農業サイド，福祉サイドの情報を共有し，具体的なマッチングにつなげるための機会を設けている。さらに，2013 年度から，福祉サイドへの技術支援を行う「農福連携サポーター制度」を開始し，農業普及員の退職者等 9 人に農福連携サポーターを委嘱している。農福連携サポーターは有償（公社負担）で現場での農業技術指導にあたる。また農業技術センターも現場支援に加わり，障害者が作業しやすい圃場環境や作業適正に関する実証調査を行いながら，障害者を受け入れる農業経営体へのアドバイスを行っている。

島根県では，積雪等の影響で周年の作業受委託が困難である点，小規模な農業経営体が多い点，福祉事業所の農業に対する意向も様々であったことから，１つの事業内容に絞らず，幅広い支援を行っている。それを実現しているのは，コーディネーターの存在と関係機関の幅広い連携によるところが大きい。

島根県では，農業，福祉それぞれのコーディネーターが，事業対象となる障害者福祉事業所や農業経営体を掘り起こし，2 年間で 27 件のマッチングを実現した。農業分野に取り組んでみたいという福祉事業所も 9 ヵ所掘り起こしている（2014 年時点の意向）。また，農産加工に取り組む福祉事業所が，他の福祉事業所に原料の栽培を依頼して加工品を増産する等，事業を契機として地域内の事業所の連携も進展している。

こうした取組の中で課題として見えてきたものは，①農業サイドへの農福連携の一層の理解促進，②福祉事業所が農業サイドのニーズに応えられる体制や技術の向上，③最終的には，圏域あるいは市町村ごとの自発的な取組を促進させるための方策の必要性である。なお，本事業は 2014 年度で終了する予定であり，2015 年度以降は農業と福祉に限定しない地域連携の中で引き続き実施される見込みである。

２）奈良県の取組：段階的な支援

奈良県は，大都市近郊地域であるため農業産出額は高くないものの，大和平野地域では米をベースに野菜や花卉等の施設栽培が盛んに行われている。また大和高原地域では茶や高原野菜の生産が盛んである。しかしながら県内は山林が多いため耕地面積は狭く，耕作放棄地率は 19.0 %と耕作放棄地化が進行している。そうした状況であるため，農業・農村の活性化に向けては，農外からの参入を含む意欲ある担い手を確保する必要があり，その一環として農業と福祉の連携支援の取組を開始した。

取組の初年度（2010 年度）は県内の障害者福祉事業所にアンケート調査を行い，農業や農業関連事業への取組状況や意向調査を実施した。それを踏まえ，2011 年度から予算化して事業を開始している。

奈良県における農福連携を支援する取組は，農林部と健康福祉部が連携し，①障害者福祉事業所の農業参入支援，②農業経営体での障害者雇用支援を行うものである。障害者が福祉事業所で農作業を習得し，農業経営体での雇用にステップアップするという段階的な就労の道筋を作ることを目指している（**第7-14図**）。

上述のように，第 1 段階での支援は福祉事業所の農業参入支援である。2010 年度に実施した県内の福祉事業所へのアンケートによると，県内 105 ヵ所の福祉事業所中，農業を取り入れている福祉事業所は 31 ヵ所であった（奈良県調べ）。さらに農業を取り入れている福祉事業所の特徴として，農業生産技術や販路が課題となっているため，そうした点を中心に支援を行うこととした。具体的には，①全障害者福祉事業所を対象とした農業技術基礎研修（年 1 回）に加え，②農業に意欲的な福祉事業所は「農業チャレンジ事業所」として県と協定を結び，県の普及員から原則 3 年間集中的に技術指導や加工，販路開拓，機械導入等における支援を受けることができる[(36)]。

第 2 段階の支援として，施設等で農作業を経験した障害者が農業経営体での就労を希望した場合，農業経営体での実習や就労移行支援等の実施を支援する。

農業チャレンジ事業所は年 1 ～ 2 事業所のペースで協定を締結する予定である。2014 年度時点で協定を結んでいるのは 7 つの事業所であり，普及員のアドバイスの下，イチゴ，ブルーベリー，ネギ等の栽培を行っている。また，農業経営体での就労支援では，JA キク部会が部会単位で就労体験を受け入れたケースが 1 件，軟弱野菜農家への就職につながったケースが 1 件となっている[(37)]。

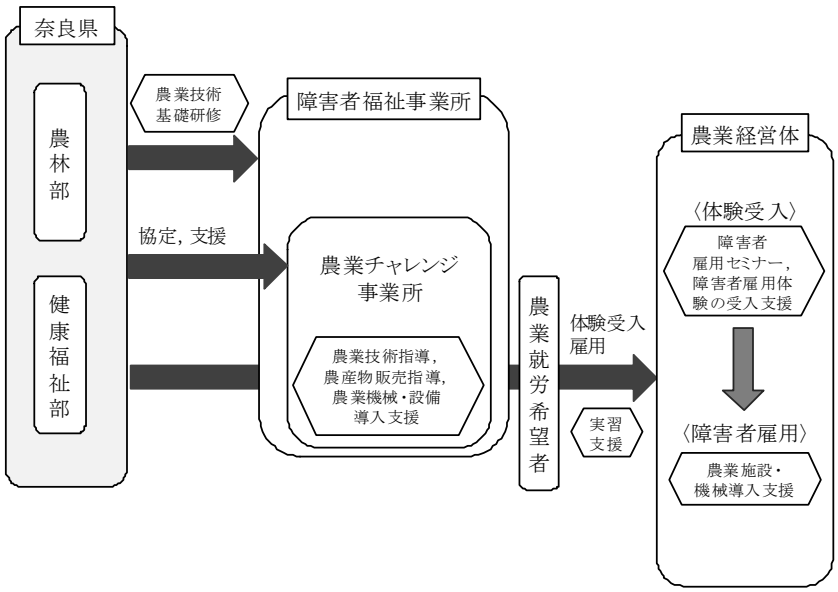

第7-14図 奈良県における農福連携の推進体制

資料：奈良県資料より作成.

このように，奈良県では，農林部と健康福祉部が連携し，既存の普及制度を活用しながら農外からの農業への参入支援を着実に行っていた。加えて，希望する障害者には，農業経営体での就労へとステップアップするための道筋をつけていた。

今後は，より的確な普及指導を行えるよう，普及員を障害者福祉施設に派遣するなどして，普及サイドでも障害者への指導経験を蓄積する予定である。また，農作業受委託による施設外就労でのマッチングの仕組みづくりも検討されている。さらに，現在は農林部と健康福祉部との連携であるが，商工部等とも連携が実現すれば，生産物の販路や障害者の就労機会を一層拡大できると見込んでいる。

（６）地方公共団体等による連携支援の意義と課題

以上のように，地方公共団体による農業分野と福祉分野の連携の支援は，地域農業の特徴や課題に応じた形で実施されていた。

労働力不足に悩む畑作地域では，障害者福祉事業所と農業経営体との農作業受委託のマッチングが志向されていた。聞き取り調査によると，とりわけ①雇用等を導入しているため作業分担を行いやすい法人経営，②地域とのかかわりが十分でなく繁忙期の労働力の確保が困難な地域外からの新規就農者といった担い手から，障害者のマンパワーが期待されていた。作業に従事する障害者も年々作業の能率や質が向上し，担い手の経営規模の維持・拡大や所得向上に寄与していた。このように地域の課題解決につながる取組を行うことができれば，農業と福祉の連携が地域に定着することが可能となろう。ただし，こうした取組を行うためには，季節的，地域的に偏りのある農作業をマッチングさせるコーディネーターの存在が不可欠であった。また，受委託の初期段階には現場で指導する人材を派遣することも必要となる。こうした人材への財源確保がこの仕組みを継続する上での大きな課題である。

他方で，労働力の必要な担い手が限られている水田地帯や都市部であっても，別の形で農業分野での障害者就労への支援が行われていた。その１つは，個々の障害者の農業経営体での就労支援であった。こうした支援は重要な取組であるが，一般就労を目指すこともあり,受入側の農業経営体のインセンティブの向上ときめ細かい支援が重要となっていた。２つ目は，特例子会社や社会福祉法人等の農業への参入支援であった。こうした取組は普及事業や農地中間管理事業等の既存の仕組みの中で支援が可能である。ただしその際にも，福祉分野に関する知識や実際の参入例などの情報を十分に蓄積し，場合によっては両分野に詳しい人材を配置していく必要が生じていた。３つ目に，これらを複合的・段階的に取り組んでいるケースでは，様々な支援パターンに対応できるよう，より幅広い主体を巻き込んでネットワークを形成しながら支援に当たっていた。

いずれの支援タイプでも，地方公共団体が組織内で部局横断的に連携し，直接的または間接的に農業分野と福祉分野の連携を支援していた。地方公共団体がかかわることで，関係する主体をネットワーク化しやすく，主体間の情報共有を円滑に行うことが可能となっ

ていた。また，部局横断的に支援を行うことで，農業分野，福祉分野双方の支援策を一元的に利用する仕組みを構築していた。さらには商工部局の参画のように，組織内の連携が充実すれば，販売面など支援の幅の広がりも期待できる。その反面，上述のように，事業を外部委託する場合は，厳しい財政事情の中で，人件費を含む事業費を継続的に確保することが課題となっていた。他方，地方公共団体が直接事業を実施している場合は，作業料金の交渉のような踏み込んだ経済活動へのサポートを行うことには限界があるという課題が見られた。

本研究で調査を行った事例の多くは，財政状況や事業の進展状況に応じて支援の仕組みを変化させている。支援する領域を広げる事例がある反面，中には継続性が懸念される取組もある。そうした中で，今後，地方公共団体等が地域のニーズを把握しつつ，支援を継続していくかが問われている。

４．農村地域の再生における農業と福祉の連携の意義

最後に，農業分野と福祉分野の連携を推進することが農村地域の再生にどのような意味を持つかを考察したい。

まず，農業経営自体への効果として，適切な支援やサポートが行われれば，障害者は人手不足にある農業経営体の作業の戦力となりうる。聞き取り調査では，雇用を導入している農業法人，および地域でパート等の人材を確保しにくい新規就農者といった担い手層が障害者福祉事業所への農作業委託を志向していることが指摘されていた。その際には農業経営体が最も労力をかけている作業を障害者が集団で手伝い，適期作業を行うことで，経営規模の拡大や作物の品質向上にも寄与している。また障害者を受け入れる際に，作業過程や作業環境の見直しが行われ，それが経営改善につながることもある。

第 2 に農業と異業種が連携した取組を行うことにより，双方の経営資源やノウハウを活用することが可能となる。例えば，双方のネットワークを活用した新たな販路形成や 6 次産業化の実現である。

第 3 に既存の担い手の経営が維持されたり，異業種から農業に参入があることで，農業の担い手が確保され，農地をはじめとした地域資源の有効活用につながる点である。高齢化した農家の中には，施設外就労等で交流のある福祉事業所に農業経営を移譲したいという意向を示したり，実際に経営を移譲した事例もあった。

第 4 に障害者福祉事業所や特例子会社等が地域に立地することで，障害者はもとより，健常者の雇用の場の創出にもつながることである。こうした事業所が農村地域にあることで，健常者の若者のＵ・Ｉターンの契機や受け入れの場となりうる。

第 5 に地域で異業種の主体や人材同士の交流や連携が生じることで，地域コミュニティが再構築されることである。

このように，農業分野と福祉分野との連携は，地域農業の維持に寄与するだけでなく，

農村地域の限られた人的・物的資源を活用したり，地域外部の主体を呼び込む機会となり，農村地域の再生に向けた新たな動きにつながることが期待される。その効果を一層発揮するためには，それぞれの地域に適した支援を行う仕組みの構築が重要であろう。

注(1) NPO 法人日本セルプセンター（2014）に詳述。2014 年に同センターおよび全国社会就労センター協議会の会員 1,696 の事業所を対象に行った調査。うち有効回答数 832。

(2) 例えば，大澤（2010）。

(3) 農業分野における障害者就労の取組は，農村工学研究所（2013）で指摘されるように，①福祉分野の主体による進出，②農業分野の主体による進出，③両分野にかかわりのない分野からの進出の３つのパターンが考えられる。本節では，このうち，比較的取組の蓄積がある①および②に関して分析を行うこととする。

(4) 生活介護は，常時介護を必要としている人に対して排泄や入浴，食事などの介護を主に日中に行うサービスである。

(5) 「施設外就労」とは福祉施設の利用者（障害者）と職員がユニットを組み，企業から請け負った作業を当該企業内で行う活動。

(6) 障害者と農業のかかわりという点では，生活介護による農業体験的な取組や農家での季節的な施設外就労も選択肢の１つである。しかし，本稿では，本格的な進出段階における課題や支援策をより明確化するため，自ら通年で継続的に営農を行い，それが事業の柱となっている事例を取り上げて分析することとした。

(7) 配置は生産部門に 4 人，精米作業に 2 人，加工部門に 2 人である。

(8) その後，2013 年に（有）シーネット坂井は（有）あわら農楽ファームに名称変更した。また，イチゴの観光農園で働く障害者を安定的に雇用するため，就労継続支援 A 型事業所（株）農楽里を新たに設立した。

(9) 「就労移行支援事業」とは，一般企業等への就労を希望する人に，一定期間，就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行うものである。「就労継続支援 A 型事業」とは，一般企業等での就労が困難な人に，雇用して就労する機会を提供するとともに，能力等の向上のために必要な訓練を行うものである。事業者と雇用契約を結ぶため，最低賃金の支払いが基本となる。「就労継続支援 B 型事業」は，一般企業等での就労が困難な人に，就労する機会を提供するとともに，能力等の向上のために必要な訓練を行うものである。雇用契約を結ばないため，最低賃金の支払いは義務づけられていない。いずれも社会福祉法人等が実施する就労支援サービスである。

(10) 厚生労働省によると，「地域活動支援センター」は，障害者等を通わせ，創作的活動又は生産活動の機会の提供，社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設。基礎的事業として，創作的活動，生産活動，社会との交流の促進等の事業を実施する。さらに I 型は，専門職員（精神保健福祉士等）を配置し，医療・福祉および地域の社会基盤との連携強化のための調整，地域住民ボランティア育成，障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。なお，相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とする。（厚生労働省社会・援護局・障発第 0801002 号「地域生活支援事業の実施について」）

(11) こころんファームの農地および矢部農場の鶏舎はいずれも所有者から借り受けている。

(12) 2013 年時点では，就労移行支援 B 型事業として実施。

(13) 東日本大震災の影響で，こころんでは原木シイタケ栽培や里山再生プロジェクト等のいくつかの取組が休止を余儀なくされている。その点については濱田（2013）で詳述されている。

(14) 売り上げの 1/3 は移動販売によるものである。

(15) 内訳は知的障害者 31 人，精神障害者 8 人，身体障害者 5 人である。さらに 2014 年には，就労継続支援 A 型事業所「ももっ子くめなん」を新設し，職員数 30 人，障害者雇用数 68 人となった。「ももっ子くめなん」は岡山市に隣接する久米南町に開設され，地域的な広がりをみせている。

(16) 合鴨農法で栽培された米は，消費者に直接販売されている。

(17) 本稿では詳述しないが，NPO 法人しずおかユニバーサル園芸ネットワークを設立した。静岡県全体で，企業等も含めた農業と福祉の連携を図るための中間的な組織である。

(18) 社会福祉法人や NPO 法人であっても，農業法人や認定農業者になることは可能である。すなわち，農地の貸

借も可能である。認定農業者になれば，農業経営基盤強化資金（スーパー L 資金）等の利用資格が得られる。なお社会福祉法人も含む農業参入の要件等については例えば長崎県農業会議のウエブ・サイト等に詳述されている。また 6 次産業化・地産地消法にもとづく総合化事業計画の認定を受けることも可能である。（いずれも 2014 年 8 月現在）

（19）NPO 法人の代表者は元県職員であり，農林部局の経験もある。

（20）福祉分野であれば，資格などを取得する傾向にある。

（21）分社化して連携している場合は，両者を足し合わせた規模。

（22）ニンニクの収穫作業等，大口の依頼の場合は，年間予約が基本である。

（23）JA 香川県は県下 JA が合併し，2013 年には 1 県 1JA となった。当事業には，ニンニクの栽培が盛んな仲多度地区営農センターおよび大川地区営農センター等が中心となってかかわっている。

（24）作業の実施面積の推移は，2011 年度は 10ha，2012 年度 26.7ha，2013 年度は 33.3ha である。また，年間作業料金の合計額は，2011 年度は約 247 万円，2012 年度は約 708 万円，2013 年度は約 995 万円である。

（25）聞き取り調査によると，作業料金は最初は安くても，双方の合意の下，徐々に作業の内容や質に応じた料金に近づいたり，圃場に行くための交通費（ガソリン代）の支払いも実現しているという。

（26）香川県のニンニク生産は，2000 年代前半に輸入品が増加したことから，2000 年には生産面積 105ha，生産量 1,170t であったものが 2005 年には生産面積 68ha，生産量 629t へと 5 年間でほぼ半減した。その後，2010 年には同じく 85ha，728t，2012 年には 93ha，736t へと生産は回復傾向にある（香川県『統計で見る香川の農業・水産業平成 26 年度版』）。直接の因果関係は明確ではないが，聞き取り調査によると，障害者に作業を委託することも 1 つの契機となり，琴平ニンニク部会では約 20 名，大川北部ニンニク部会でも約 20 名の部会員数の回復が見られたとされている。

（27）社会就労センターでは，参加する障害者福祉施設の作業能力を底上げし，全体として作業料金の向上を図るため，なるべく農業経営体と施設間で直接契約を結ばないようにしている。

（28）変更理由は，事業目的を「農業分野での一般就労」を目指すものから，「工賃向上」に変更したためである。また，３圏域とも同じ組織に委託することで，圏域をまたいだ農作業のマッチングが可能となる。

（29）各年度における財源の内訳は，2010 ～ 2011 年度はふるさと雇用再生特別基金が約 8 割，緊急雇用基金および一般財源が約 2 割，2012 年度は雇用基金が約 7 割，一般財源が 3 割，2013 年度以降は 100 %一般財源である。

（30）2015 年度は，このうち①と③のみ実施する予定となっている（③の 26 年度実績は 1 件のみ）。

（31）ただし，直接契約を行っている件数は県では把握しきれていない。

（32） 県による調査では，2010 年度に農作業を行っている障害者福祉施設は 46 ヵ所，農作業を受託している施設は 20 ヵ所あった。2011 年度に農作業を受託している施設は 26 ヵ所と 6 ヵ所増加している。うち 2 ヵ所は新設された施設である。

（33）2007 年度は，障害者就業サポーターの派遣，農業分野での障害者就業研修会の開催，地域での障害者農業就業促進活動を実施。

（34）同社の詳細は，農林水産政策研究所（2012）『農業分野における障害者就労と農村活性化－障害者施設における農業活動に関するアンケート集計結果および特例子会社の農業分野への進出の現状と課題について－』に詳述。

（35）前掲 9。

（36）農業技術指導等は，主として施設の農業担当職員に対して行われる。

（37）奈良県の調べでは，県内で障害者を雇用している農業経営体は 6 ヵ所であり，合計 27 名の障害者が雇用されている（2012 年 10 月時点。各農林振興事務所を通じて把握した数）。

〔引用・参考文献〕

〔1〕新井利昌（2013）「ソーシャルファームが支える農業・地域・雇用」，近藤竜良編著（2013）『農福連携による障がい者就農』創森社，94-103 頁

〔2〕飯田恭子・香月敏孝・吉田行郷・小林茂典・出田安利・松島浩道（2011）「福祉施設における農業分野の障害者就労の実態と課題」，日本農業経済学会『農業経済研究 別冊，日本農業経済学会論文集 』64-71 頁
〔3〕NPO 法人日本セルプセンター（2014）『農林水産省「平成 25 年都市農村共生・対流総合対策交付金」事業　農と福祉の連携についての調査研究報告』
〔4〕大澤史伸（2010）『農業分野における知的障害者の雇用促進システムの構築と実践』，みらい
〔5〕株式会社農業技術通信社（2014）『農業経営者』2014 年 2 月号
〔6〕近藤竜良編著（2013）『農福連携による障がい者就農』創森社
〔7〕長崎県農業会議「一般企業や社会福祉法人等の農業参入マニュアル」
http://www.n-nourin.jp/ah/agrilink/nagasaki_nogyokaigi/index.html，2014 年 8 月 12 日アクセス
〔8〕鈴木厚志（2013）「農業と福祉のいい関係！誰もが働けるユニバーサル農園の取組」，近藤竜良編著（2013）『農福連携による障がい者就農』創森社，104-113 頁
〔9〕長谷川真人（2007）「園芸療法の紹介」，理学療法科学学会『理学療法学』第 22 巻第 2 号，301-304 頁
〔10〕濱田健司（2010）「農業生産分野における障がい者雇用モデルに関する研究」，JA 共済総合研究所『共済総合研究』第 60 号，128-145 頁
〔11〕濱田健司（2013）「原発に向き合い，就農および六次産業化に取り組む福島県の障がい者施設～社会福祉法人こころんにおける取組～」，JA 共済総合研究所『共済総研レポート』2013.4，45-54 頁
〔12〕豊田正博・天野玉記・諏訪均（2012）『平成 23 年度受託研究 農業分野における障害者の就労支援モデル事業に関する調査・研究』
〔13〕農村工学研究所（2013）『農業分野における障害者就労マニュアル』
〔14〕農林水産省（2014）「医福食農連携事例集－食でつながるイノベーション－」
〔15〕農林水産省「福祉分野に農作業を～支援制度などのご案内～」
http://www.maff.go.jp/j/keikaku/pdf/ver2.pdf・2014 年 8 月 25 日アクセス
〔16〕農林水産政策研究所編（2011）『農業分野における障害者就労と農村活性化―社会福祉法人，NPO 法人，農業生産法人の活動事例を中心に―』
〔17〕農林水産政策研究所編（2012）『農業分野における障害者就労と農村活性化―障害者施設における農業活動に関するアンケート集計結果および特例子会社の農業分野への進出の現状と課題について―』
〔18〕三森裕（2014）「農業における障碍者就労の事例と特別支援学校における農業に関する取組の状況について」，農政調査委員会『農－英知と進歩－』No.294
〔19〕安中誠司・山下仁・片山千栄・石田憲治（2010）「農業分野での障害者就労の類型化による支援課題の抽出とその解決方策」，農村工学研究所『農村工学研究所技報』第 210 号，49-59 頁
〔20〕吉田行郷（2013）「農が福祉をとりいれることの意義――社会福祉法人等の農業分野への進出が農業・農村に及ぼす影響」，『農業と経済』2013 年 11 月号，昭和堂
〔21〕吉田行郷・香月敏孝・吉川美由紀（2014）「農業分野に本格進出した特例子会社の実態と課題―地域農業の担い手としての特例子会社の可能性―」，日本農業経済学会『農業経済研究』第 86 巻第 1 号，12-26 頁